

# 本庄市国土強靱化地域計画



令和3年（2021年）3月

本庄市

（令和8年（2026年）3月改定）

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要                  | 1  |
| 1. 策定の趣旨                   | 1  |
| 2. 計画の位置付け                 | 1  |
| 第2章 本市の概況                  | 3  |
| 1. 位置・地勢                   | 3  |
| 2. 自然地形                    | 3  |
| 3. 社会環境                    | 4  |
| 第3章 計画策定の基本的な考え方           | 5  |
| 1. 基本方針                    | 5  |
| 2. 基本目標                    | 5  |
| 3. 事前に備えるべき目標              | 5  |
| 第4章 脆弱性評価・施策の推進方針          | 6  |
| 1. 脆弱性評価の考え方               | 6  |
| 2. 脆弱性評価の方法                | 6  |
| 3. リスクシナリオの設定              | 6  |
| 4. リスクシナリオごとの脆弱性評価、施策の推進方針 | 8  |
| 第5章 施策分野ごとの対応方策            | 9  |
| 1. 施策分野の設定                 | 9  |
| 2. 施策分野ごとの取組               | 10 |
| 第6章 地域強靱化の推進に向けて           | 23 |
| 1. 地域強靱化に向けた推進体制の確保        | 23 |
| 2. 市民の役割                   | 23 |
| 3. ライフライン事業者、民間企業等の役割      | 24 |
| 4. 行政機関の役割                 | 24 |
| 脆弱性評価結果及び推進方針一覧            | 25 |
| 整理対照表                      |    |

## 第1章 計画の概要

### 1. 策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められた。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができる。」と規定している。

これを受け、埼玉県では平成29年3月に本市を包含する県土全域に係る「埼玉県地域強靱化計画」を策定した。

本市は、これまで地震、風水害、大雪等の災害を経験しており、これらの災害から学んだことを活かしていくことが必要である。また、今後気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害の増加とともに、巨大地震の発生が懸念されている。

こうした大規模自然災害発生時には、市民の生命、身体及び財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服することが必要である。

このようなことから市民の生命を最大限守り、重要な機能を維持する「強さ」と生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心に資する「本庄市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

本計画は、令和3年度を初年度とし、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直し・改善を行うものとする。

なお、本計画上想定する大規模自然災害は、地震、台風等による風水害、大雪を基本とする。

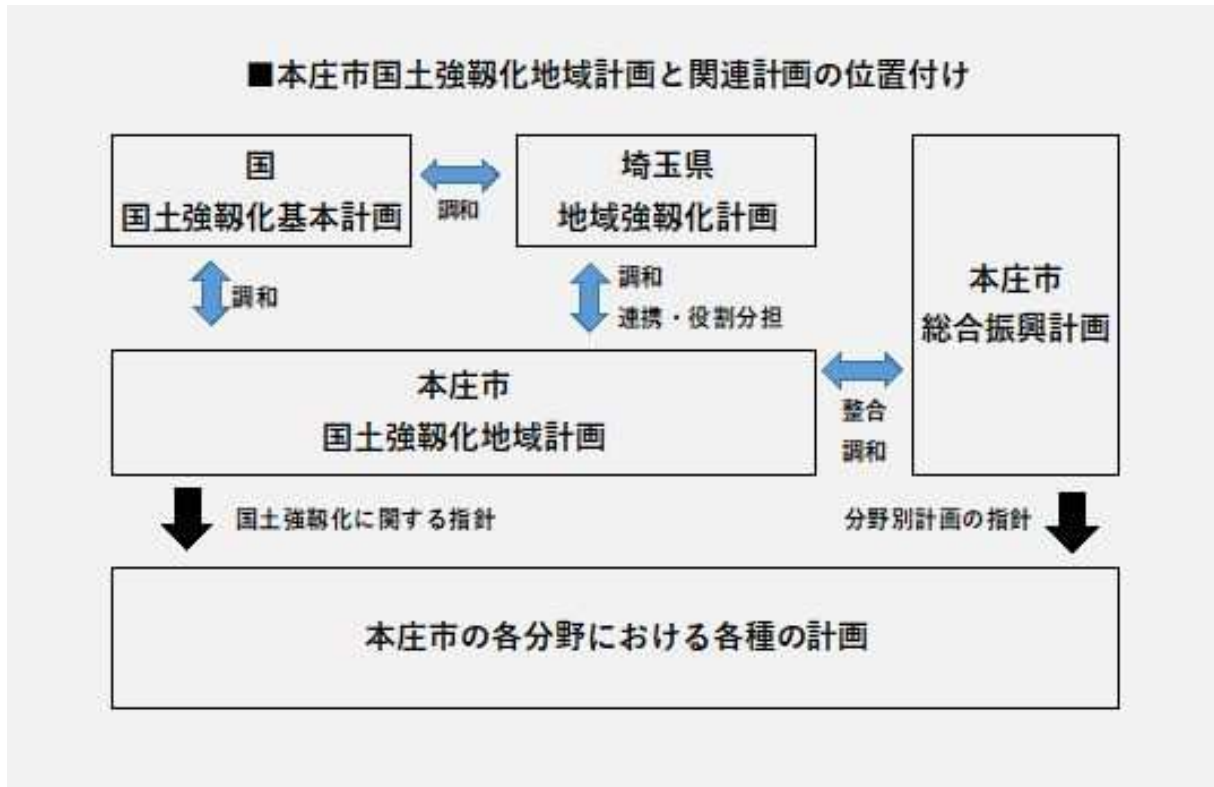
### 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するもので、発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

本計画の策定にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」及び「埼玉

県地域強靱化計画」との調和を保つとともに、今後本市で策定する各分野の計画における地域強靱化に関する部分の指針となるため、「本庄市総合振興計画」との整合・調和が図られたものでなければならない。

本計画と関連計画の位置付けは、下表のとおりとする。



## 第2章 本市の概況

### 1. 位置・地勢

本市は、東京から80km圏、埼玉県の北西に位置し、面積は89.69km<sup>2</sup>、人口は78,569人（令和2年国勢調査）である。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀨町・皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接している。

令和元年に台風19号により災害救助法が初めて本市に適用されたが、自然災害は少なく、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域である。

本市は、JR高崎線、JR八高線、上越新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走り、東京と上信越・北陸方面を結ぶ交通の要衝となっている。また平成16年3月の上越新幹線本庄早稲田駅の開業に伴い、本市と東京駅は約50分で結ばれている。

### 2. 自然地形

本市の地形は、北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分に大別されている。北部から中央部の地形は概ね平坦で安定した地盤を有しており、北部の利根川沿いには肥沃な沖積平野が広がっている。また、長瀨町などとの境界に近い南西部は、陣見山などの500m級の山々が連なる山林地となっている。



### 3. 社会環境

#### ①人口等

国勢調査による本市の総人口は、平成12年の82,670人をピークに減少へ転じ、平成27年には77,881人と15年間で約6%減少したものの、令和2年には再び増加し、78,569人となっている。一方で、1世帯あたりの人員は継続的に減少しており、世帯の少人数化がうかがえる。

#### ○ 年齢別（3区分）人口

| 西暦（和暦）    | 15歳未満  | 15～64歳 | 65歳以上  | 総人口    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 1985（S60） | 16,514 | 50,603 | 8,322  | 75,449 |
| 1990（H2）  | 14,500 | 54,168 | 9,752  | 78,551 |
| 1995（H7）  | 13,733 | 56,026 | 11,903 | 81,662 |
| 2000（H12） | 12,761 | 55,531 | 14,288 | 82,670 |
| 2005（H17） | 11,709 | 53,986 | 16,238 | 81,957 |
| 2010（H22） | 10,293 | 52,199 | 18,592 | 81,889 |
| 2015（H27） | 9,103  | 47,028 | 20,965 | 77,881 |
| 2020（R2）  | 8,894  | 45,696 | 22,661 | 78,569 |

（出典：国勢調査 年齢別3区分には年齢不詳者が含まれていないため総人口と一致しない）

#### ②産業等

本市は首都圏近郊都市として発展し、児玉工業団地やいまい台産業団地なども造成されるなど近代工業が盛んである。市街地にはホテル、マンション、オフィスビルなどが建ち、大手スーパー等大型店も進出するなど、児玉郡市周辺の商工業の中心となっている。さらに農業では肥沃な農地に恵まれ、ネギ、キュウリ、ナス、タマネギ、ほうれん草、大和芋、レタス、ブロッコリー、いちご等の野菜、また果樹や花きなど多種多様な農産物の生産も盛んで首都圏などに出荷されている。

また、旧本庄市と旧児玉町が合併して誕生した新「本庄市」は、新幹線、高速道路といった高速交通網の要衝としての優位性や、産・学・官・地域の連携による公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークなど地域産業の振興を担う高いポテンシャルを有しており、企業の立地件数は増加している。

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

### 1. 基本方針

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。広域的な防災・救援機能の充実を図り、国の基本計画及び埼玉県の地域計画と調和を保ちつつ、いかなる災害が発生しても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、強靱化を推進する。

### 2. 基本目標

国の基本計画及び埼玉県の地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を次のとおり設定する。

いかなる災害が発生しようとも・・・

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧・復興が図られること

### 3. 事前に備えるべき目標

上記の4つの基本目標を基に、国の基本計画及び埼玉県の地域計画と調和を保ちつつ、事前に備えるべき8つの推進目標を設定する。

これにより、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考え、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から展開していく。

事前に備えるべき8つの推進目標は以下のとおりとする。

- 目標1 被害の発生抑制による人命の保護
- 目標2 救助・救急・医療活動による人命保護
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- 目標4 必要不可欠な行政機能確保
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- 目標6 経済活動の機能維持
- 目標7 二次災害の発生抑制
- 目標8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興

## 第4章 脆弱性評価・施策の推進方針

### 1. 脆弱性評価の考え方

国の基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時にリスクシナリオを引き起こさないような対策を講じているかを評価するものである。

### 2. 脆弱性評価の方法

脆弱性の評価においては、本市の特性や社会的役割を考慮し、リスクシナリオを設定する。

次に、リスクシナリオごとに発生要因や被害想定等に基づく危険性の程度等を考慮し、発生回避、被害軽減に資する本市の取組を把握し、事態の回避・被害軽減に向けた取組と、今後必要とされる対策を評価する。

### 3. リスクシナリオの設定

想定した自然災害を踏まえて、「事前に備えるべき8つの推進目標」に対して、リスクシナリオを設定する。設定に当たり、国の基本計画、埼玉県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されたリスクシナリオから本市におけるリスクシナリオを検討し、本市の地域特性に応じた32のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき8つの推進目標に対するそれぞれのリスクシナリオは以下のとおりとする。

#### 目標1 被害の発生抑制による人命の保護

##### リスクシナリオ

1. 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2. 建物等の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
3. 異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
4. 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
5. 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
6. 災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

## 目標 2 救助・救急・医療活動による人命保護

### リスクシナリオ

1. 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
2. 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3. ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

## 目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能の確保

### リスクシナリオ

1. 沿線建設物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
2. 信号機停止等により、多数の道路で交通障害が発生する事態
3. 旅客の輸送が長期間停止する事態
4. 物資の輸送が長期間停止する事態
5. 孤立集落が発生する事態
6. 情報通信が輻輳・途絶する事態
7. 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

## 目標 4 必要不可欠な行政機能確保

### リスクシナリオ

1. 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大幅に発生する事態

## 目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧

### リスクシナリオ

1. 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
2. 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
3. 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
4. 汚水処理の長時間停止等により、汚水が滞留する事態
5. 地域活動の担い手不足等により、避難所の生活環境が悪化する事態

## 目標 6 経済活動の機能維持

### リスクシナリオ

1. 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

## 目標7 二次災害の発生抑制

### リスクシナリオ

1. 消防力の低下等により、大規模延焼が発生する事態
2. 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
3. 危険物・有害物質等が流出する事態

## 目標8 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興

### リスクシナリオ

1. 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
2. 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
3. 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
4. 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
5. 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
6. 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

## 4. リスクシナリオごとの脆弱性評価、施策の推進方針

脆弱性評価においては、本市で想定した32のリスクシナリオごとに発生回避・被害軽減に向けた取り組みの現状と今後の更なる対策の必要性を評価する。この脆弱性評価に基づき、本市の特性による課題、被害想定における整理を行い、リスクシナリオにおける脆弱性を回避するための取組を推進方針として表示する。

なお、具体的な脆弱性評価及びその評価に基づく施策の推進方針を取りまとめた一覧表については、巻末に記載する。

## 第5章 施策分野ごとの対応方策

### 1. 施策分野の設定

本計画では、リスクシナリオに掲げた推進方針を本市の取組として、施策分野ごとにまとめるため、国の基本計画、埼玉県地域計画と整合する以下の14の個別施策分野と2つの横断的分野を設定する。

なお、施策分野は、リスクシナリオへの対策が施策の分類ごとに適切に講じられているかを確認するものであり、また、強靱化に関する施策・事業の担当部局を明確化するために用いるものである。

| 分 類    | 施 策 分 野 |                    |
|--------|---------|--------------------|
| 個別施策分野 | 1       | 行政機能               |
|        | 2       | 住宅・都市              |
|        | 3       | 保健医療               |
|        | 4       | 福祉                 |
|        | 5       | エネルギー              |
|        | 6       | 情報通信               |
|        | 7       | 産業                 |
|        | 8       | 交通                 |
|        | 9       | 農業                 |
|        | 10      | 国土保全               |
|        | 11      | ライフライン             |
|        | 12      | 教育                 |
|        | 13      | 土地利用               |
|        | 14      | 環境                 |
| 横断的分野  | 15      | 地域づくり・リスクコミュニケーション |
|        | 16      | 老朽化対策              |

## 2. 施策分野ごとの取組

本市が取り組む強靱化に向けた主な行動について、14の個別施策分野と2つの横断的分野ごとに、以下のとおり整理する。

### ①行政機能

#### ○業務継続計画の実行

- ・本市で策定している業務継続計画に基づき、行政自らが被災し、通信や移動が制限されている状況下でも業務が継続できるよう、計画的な研修、訓練を行う。
- ・災害対策本部が機能するよう災害対策本部設置運営マニュアルを作成している。今後も業務継続計画と合わせて、必要に応じて見直しを行う。

#### ○自衛隊等の受援体制の整理等

- ・地域消防力の強化により救助・搜索活動能力を高めていく必要があるが、大規模な災害の場合は、地域消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要となる。このため自衛隊、緊急消防援助隊等の支援部隊の支援が得られるように市内拠点を整備するとともに、防災ボランティアの受入体制等を整える。

#### ○相互応援・協力体制の強化

- ・他自治体、民間団体、民間企業等と締結している災害協定等の継続・強化を図るとともに、防災協力事業所との協力体制の強化を図っていく。また、自助・共助の防災力の向上について啓発をしていく。
- ・被災時には、国や県と連携するほか、近隣市町等との災害時相互応援協定等により、人員派遣について相互協力を行う。

#### ○出火防止に向けた指導

- ・各施設、各事業所等の防火管理者、防火担当者に対して防火・防災管理体制の強化に向けた継続的な指導を行っていく。
- ・住民に対し、防火に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、定期的に市広報紙やホームページに防火に関する記事を掲載するとともに、各種イベント等においても積極的に啓発活動を実施する。

#### ○住宅用火災警報器の普及促進

- ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の徹底を図り、初期消火等、積極的な防火対策を推進する。

#### ○消防団の充実・強化

- ・消防団員については、充足している状況であるが、さらに技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図る。また、火災の延焼を阻止するため、耐震性貯水槽等の新設・更新を推進するとともに、市内に設置している街角消火器について、今後も適正に維持管理を行う。

#### ○ハザードマップ等による周知

- ・現在、本市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させる。

#### ○地域防災力の強化

- ・災害対応が遅れた場合には、自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力が重要となる。自主防災組織の育成強化をするため、今後も補助金の交付、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行うとともに、必要に応じた手法の見直し、拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。

#### ○情報伝達手段の整備

- ・災害時の情報伝達手段としての防災行政無線の整備を引き続き行うとともに、提供する情報について、いかに正確な情報を入手するかについては、今後も検討を行う。

#### ○地域コミュニティ組織の充実

- ・自治会加入率の向上や各種ボランティア団体などの地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。

#### ○備蓄食料・物資の確保・管理

- ・食料や日用品、燃料、その他資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備をしているが、今後も整備・推進していく。

また、その整備に当たっては地域のバランスや配送方法等を考慮し、備蓄場所を確保する。

### ○避難所機能の確保・強化

- ・住宅やライフラインの耐震化等の在宅避難を可能にする対策と合わせて、避難者の収容能力確保を推進していく必要がある。特に公共施設が不足する事態に備え、臨時避難所の確保等の整備を図っていく。また、災害用備蓄品のうち避難所における感染症対策として、パーティション、体温計、自動ラップ式トイレ、マスク、消毒液、スリッパ等を整備したが、今後も計画的な整備を推進していく。

### ○消防水利の整備

- ・水道の給水停止等により消火栓の機能低下も想定され、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用を促進するなど、消火栓に偏らない消防水利の整備が必要であるため、今後も計画的な整備を図っていく。

## ②住宅・都市

### ○住宅、建築物の耐震化等の促進

- ・本庄市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進を図る。また、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- ・住宅の耐震化については木造住宅の無料簡易耐震診断及び耐震補助制度を継続するとともに、これをPRし、所有者等への働きかけを実施する。
- ・多数の者が利用する建築物については、県と連携して所有者等への働きかけを実施する。
- ・余震等による震災後の二次災害を防ぐため、県と協力して建築物及び宅地の危険度を判定する応急危険度判定士体制の整備を継続する。
- ・市営住宅についても地域住宅計画に基づく事業及び本庄市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な修繕、建替、解体等を推進する。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、狭隘道路整備等促進事業を推進する。

### ○公共施設の耐震化

- ・公共施設については本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）に基づき、計画的に改修、更新を実施するうえで、耐震性能が未確認な公共施設についても耐震診断の実施と必要な耐震化を検討する。

#### ○空き家対策の促進

- ・市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については、除却補助制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、状態の良い空き家は、民間事業者とも連携し売買や賃貸等の利活用を推進するなど、適正管理に向けた施策を実施する。さらには、空家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は、特定空家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。また、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。

### ③保健医療

#### ○医師会等との連絡強化

- ・迅速かつ適切な医療救護活動を行い、医療救護活動に必要な物資を確保するため、医師会等関係機関と連携強化に向け協議を進める。
- ・平時より県や他市等との連携を図り、医療チームの派遣や不足する医療物資の提供を求められる体制整備を進める。

#### ○感染症対策の推進

- ・平時から各家庭における感染症や食中毒予防等について、県等と連携し、市民に啓発を行うことにより感染症対策を推進する。

#### ○応急手当知識等の取得

- ・公共施設に設置されている自動体外式除細動器（AED）や救急箱の適切な取扱い方法や、応急手当の知識と技術を職員が取得できる機会を作っていく。

#### ④福祉

##### ○高齢者に係る施策の推進

- ・高齢者施設など初期消火によって延焼を防止し、入所者の安全を確保するため、スプリンクラーの設置を促進する。
- ・要配慮者利用施設における避難体制強化のため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施促進に向け、実地指導や集団指導等の機会を利用し、事業者には計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していく。
- ・自力で避難することが困難な高齢者が利用する高齢者施設の利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等市町村事業整備計画」に基づき、事業者に対し、防災改修、非常用自家発電設備及び給水設備の整備や倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去、水害対策の強化、感染症対策の換気設備設置等に係る工事費の一部助成を実施しており、今後とも事業の更なる推進を図るとともに、事業者に対する支援制度の周知を強化し、高齢者施設の防災・減災対策を促進していく。

##### ○障害者に係る施策の推進

- ・市内の障害者施設管理者に対して、ハザードマップの十分な確認・把握による避難確保計画の作成と平時より施設利用者及び職員において避難訓練等を実施し、安全が確保されるよう啓発する。また、消防設備が完全に機能するよう消防法等に基づく点検、確認等の実施を依頼する。
- ・障害者施設について各種情報収集による危険性のいち早い察知により、先を予測した対応により余裕のある行動をとる体制が構築されるよう啓発する。また、有事の際の行動指針等を策定し、施設従事者は常日頃の訓練による冷静沈着な行動に基づき、利用者の安全確保を図るよう啓発する。
- ・在宅障害者に対して、情報収集する手段について日頃から確認し、迅速な行動をとるよう啓発する。
- ・在宅障害者の有事の際の支援や介助、その他必要な火災対応等について、支援者・近隣住民と協議・調整をしておくよう啓発する。

○ボランティア活動を整えるための体制づくり

- ・市と運営を行う社会福祉協議会が日頃から連携し、ボランティアの受け入れ・登録、育成等に努めるとともに、活動調整等の円滑なボランティア活動を整えるための体制づくりを図る。

⑤エネルギー

○住宅及び事業所の創エネルギーを推進する。

- ・再生可能エネルギーを活用するための住宅用及び事業所用の太陽光発電システムや蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助し、災害時に対応できる住宅及び事業所を着実に増やしていく。また、住宅用のEVやV2Hの導入にかかる費用の一部を補助し、住宅の災害対応力を強化する。

○住宅及び事業所の省エネルギーを推進する。

- ・屋根の高遮熱塗装や断熱ガラス等の住宅の省エネ改修や事業所の空調設備等の省エネ設備の更新・改修に係る費用の一部を補助し、住宅及び事業所の省エネルギーを図る。

⑥情報通信

○正確な情報の発信

- ・各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置し、噂やデマ等の可能性を加味しながら、正確な情報をホームページ等で公開していく。
- ・市民等に対し、研修会・出前講座の開催、防災訓練等により、正確な情報の把握の仕方などを含め、防災知識の向上を図る。

○公衆無線LANの整備

- ・災害時に、災害時用統一SSID「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」として避難者が携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能な環境を整備するため、未整備の施設への公衆無線LANの設置や蓄電池等の整備を進める。

○情報通信会社への協力

- ・情報通信会社の業務継続計画が的確に実施され、早期の通信環境の回復が図られるように、協力体制を整える。

#### ○防災行政無線の整備

- ・防災行政無線による正確な情報伝達が求められるため、防災行政無線の機能維持について、被害が最小限となるよう常に整備・点検を実施する。

#### ○ICT部門の業務継続計画の策定

- ・全庁BCPを補強し、全庁BCPにおける非常時優先業務において使用される情報システムについて、業務継続視点からの責務を果たすための戦略的な対策計画と、災害時における効率的な行動計画を明確化することにより非常時優先業務の継続性を確保することを目的としたICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）は策定済み。今後は、定期的な見直しを行い、計画の実効性を図っていく。

### ⑦産業

#### ○企業立地の促進

- ・本市の経済活動を強化するため、「本庄市企業誘致条例」に基づく支援制度の周知や企業ニーズの把握に努め、本市への企業立地を促進するとともに、企業の集積や操業環境の向上を図る。

#### ○企業の事業継続計画の促進

- ・災害時において、被害を最小限にとどめることができるよう、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を企業に促進し、企業活動の停滞の防止を図る。

### ⑧交通

#### ○道路ネットワークの整備・通行の確保

- ・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狭隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。
- ・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。
  - （市道第2級23号線（金鑽橋））
  - （市道第5-708号線（駒形橋））
  - （市道第5-987号線（能淵寺橋））
  - （市道第105号線）（市道第5-7号線）（市道第130号線）
  - （第2級1号線（（都）駅前通線（児玉））（小島中通り線）

○災害時の公共交通ネットワークの確保

- ・ 平時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図る。

○一時滞在施設の確保・拡充

- ・ 鉄道等交通機関の停止により、帰宅が困難となった者（帰宅困難者）を受け入れる一時滞在施設を避難所以外の公共施設や民間事業所との協定等により確保する。

## ⑨農業

○農業基盤の健全な維持、管理

- ・ 土地改良事業による農業基盤整備、農地中間管理事業による農地の集積集約化を進め、農業基盤の健全な維持、管理に努める。また、農業者以外の多様な主体の参画を促し、地域住民が一体となり地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、用排水路の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。

○農業担い手の育成等

- ・ 平常時から、生産性と収益性が高く効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農者等の担い手の育成を図る。また、地域の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援、スマート農業の推進による農作業の効率化や省力化を進める。

○ため池対策

- ・ 農業用ため池のうち特に防災重点ため池において、耐震調査等の点検結果を踏まえ、対策を進める。また、決壊等に備えて、地域住民の迅速な避難が行えるよう、ハザードマップの周知及び活用を図る。

○森林対策

- ・ 森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図る。また、住宅分野での利用拡大、公共施設の木造化・木質化等により地域産木材の利活用を推進する。

○鳥獣被害対策

- ・ 本庄市鳥獣被害防止計画に沿って、地域の実情に応じた適切かつ効

果的な捕獲を実施する。

## ⑩国土保全

### ○内水対策の促進

- ・利根川上流流域治水協議会の支援・指導の下、内水対策検討を推進し、諸対策を実施する。
- ・雨水出水浸水想定区域図を作成し、雨水管理総合計画を策定することで、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定め、内水対策を進める。

### ○土砂災害等防止施設の整備

- ・県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していく。また機能が十分発揮されるよう、メンテナンス・点検の実施を要望する。
- ・開発許可制度の適切かつ継続的な運用により、宅地造成等が法令で定めている基準に適合しているかについての審査を行い、造成宅地の被害の発生予防を行い、土砂災害の危険性を回避していく。
- ・宅地耐震化推進事業により大規模盛土造成地の調査を計画的に実施する。

## ⑪ライフライン

### ○水道施設の計画的な耐震化及び更新

- ・重要度の高い水道施設である浄水施設及び配水池の耐震化並びに更新に併せた管路の耐震化を計画的に進める。また、震災時における早期復旧を可能とするため、水道施設の更新及び既存施設の機能向上について、アセットマネジメント手法を導入しつつ、計画的・効率的な更新を推進する。

### ○断水時における対応能力の向上

- ・自然災害等による広域的な断水時における応急給水活動に備え、応急給水資機材及び飲料水袋などの備蓄の推進を図るとともに、水道施設の稼働に必要な燃料類の自主調達促進に向けた検討を行う。

### ○水道事業における応急対策実施体制の強化

- ・地震対策マニュアルの実効性を確保するため、PDCAサイクルを活用した模擬訓練を実施することにより、マニュアルの最新性を保

ち、応急対策実施体制の強化を図る。

○下水道施設の耐震化及び下水道BCPの充実

- ・重要度の高い下水道施設の状況等の調査に基づき策定する「下水道総合地震対策計画」により、耐震化を推進するとともに、下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実を図る。

○埼玉県との連携強化による災害対応能力の向上

- ・下水道施設の早期復旧を効率的に進めるために、下水道BCPに基づく県との連絡・連携により協力体制を強化するとともに、得られた課題に対し、PDCAサイクルを活用し、対応手順の見直しや対策の検討を行う。

○下水道施設の更新及び維持管理

- ・下水道施設の早期復旧を可能とするため、経営戦略やストックマネジメント計画等を基に調査・点検を行い、下水道台帳システムに維持・管理情報を蓄積することで、効率的な下水道施設の更新及び維持管理を図る。

○水道施設の浸水対策

- ・浸水災害が原因で大規模な断水が生じるおそれが高い浄水場について、施設の配置や老朽化の状況等を考慮のうえ、防水扉や止水堰の設置など浸水対策を実施する。

○農業集落排水処理施設等の浸水対策

- ・早期に復旧できるよう、各処理施設やポンプ施設の老朽化の状況等を考慮のうえ、電気及び機械設備の防水化など浸水対策を実施する。

○マンホールトイレシステムの整備

- ・ライフラインの長期停止等による地域の衛生環境の悪化を防ぐため、避難所等へのマンホールトイレシステムの整備を推進する。

## ⑫教育

### ○教職員の危機管理意識とスキルの向上

- ・避難訓練や研修等の実施を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。

### ○学校危機管理マニュアルの活用

- ・年度当初に全職員で危機管理マニュアルの内容を確認し、活用の徹底を図る。また、改善点等については、その都度、見直しを行う。

### ○児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成

- ・避難訓練をはじめとする防災教育を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。

### ○学校施設の耐震化・長寿命化

- ・耐震化未実施の設備を含めた非構造部材の耐震化を推進するとともに、本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）に基づいた校舎等の改修（大規模・計画）を計画的に行う。また、校舎等の照明器具を省エネ性能の高いLED照明に更新する工事を計画的に行う。

### ○市教育委員会と学校間における情報収集及び情報伝達

- ・固定電話、携帯電話、メール、ホームページ、SNS等のあらゆる情報通信手段を活用し、市教育委員会と学校間における情報収集及び情報伝達を行う。

### ○遊具等の維持管理

- ・遊具等の老朽化による倒壊を防止するため、定期的な点検を実施し、修繕等の適切な維持管理を行う。また、点検結果に基づき、危険性の高い遊具等については、計画的に更新や撤去を行う。

### ⑬土地利用

#### ○災害に強い都市づくり

- ・今後とも浸水・内水が懸念される市街地・田畑において、その土地利用のあり方について、方向性を整理する。
- ・災害ハザードエリアにおける都市計画法に基づく開発抑制、災害ハザードエリアからの移転の推進、立地適正化計画の強化を検討する。
- ・火災の延焼防止を図ることができるとともに、避難場所にもなることから、まちなかに公園や緑地等を確保すべく都市公園整備事業を推進する。

#### ○地籍調査の推進

- ・災害が発生した場合の早期復旧実現のため土地の所在（境界）と権利関係を明確にするため、地籍調査を実施していく。

### ⑭環境

#### ○有害物質等の対策

- ・災害時には有害化学物質などが、保管する事業所等から流出することが懸念されることから、事業所等への指導・啓発を行うとともに、関係機関と連携して流出事故に迅速に対応できる体制の整備を図る。

#### ○災害廃棄物対策

- ・本庄市災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・関係市町村及び廃棄物関係団体等との協力体制を図る。また、被災現場から速やかに被災がれきを撤去するため、これらを分別、保管する仮置場が必要となる。本庄市災害廃棄物処理計画では、仮置場候補地の選定をしたが、大規模災害等により仮置場候補地による対応が困難となった場合に備え、国有地、県有地、民有地を借用することを検討する。

#### ○環境配慮型浄化槽への転換促進

- ・公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策である、単独浄化槽等から環境配慮型浄化槽への転換促進に努める。

本庄市浄化槽設置補助金の事業名：生活排水処理施設設置補助事業  
（循環型社会形成推進交付金の該当事業名：浄化槽設置整備事業）

## ⑮地域づくり・リスクコミュニケーション

### ○自主防災組織の育成等

- ・自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力の強化のため、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。

### ○ハザードマップ等による周知

- ・施設整備等に加え、現在、本市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させる。

### ○ボランティア活動の体制づくり

- ・本市と運営を行う社会福祉協議会が日頃から連携し、ボランティアの受け入れ・登録、育成等に努めるとともに、活動調整等の円滑なボランティア活動を整えるための体制づくりを行う。

## ⑯老朽化対策

### ○道路施設の耐震化等による安全性の向上

- ・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画に基づき適切に修繕や更新を進める。

### ○公共施設等の老朽化対策

- ・公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、公共施設マネジメントに関する計画に基づき、耐震化・長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化を進める。
- ・災害時に適切な運用が可能となるよう、本庄市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理を行うため、都市公園維持管理事業を推進する。

## 第6章 地域強靱化の推進に向けて

### 1. 地域強靱化に向けた推進体制の確保

本計画に関する具体的な取組みについては、第4章、第5章及び各分野が策定する計画のうち、本計画を指針とする強靱化に係る部分に基づき着実に推進するものとする。

本計画は、市だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組みを含め、本市における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。今回の脆弱性評価の結果を踏まえ、市民、民間企業及び行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

### 2. 市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当り前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。

災害対応は、まずは「自分の命、安全は自分で守る」ことが重要であり、①家具の固定、②災害用伝言サービスの体験利用、③3日分以上の飲料水・食料の備蓄の「3つの自助取組み」により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

また災害時に、自分はもちろんのこと、他の人の生命や財産を脅かすことがないように、倒壊の危険性のあるブロック塀や老朽化した空き家などは平常時に撤去するなどの対策を講じておく必要がある。

※①家具の固定・・・地震から生き残る（発災時に自分の身を守り、身の安全を守る）には、まず家具の固定が重要である。家具類の配置の見直しや転倒・落下・移動の防止対策を講じ、室内の安全を確保する。

②災害用伝言サービスの体験利用・・・自分が助かったら、次は家族の安否が心配となる。災害時の集合場所や家にいない場合の連絡方法をあらかじめ話し合っておくことが重要である。災害発生直後は、電話がつながりにくい状態となることが予想されるため、家族の安否を確認するには「災害用伝言サービス」を活用することが有効である。日ごろから体験をしておくことが必要である。

- ③ 3日分以上の飲料水・食料の備蓄・・・地震から生き延びる（生き残った後に従来の生活に戻るまで心身の状態を悪化させずに健康を維持していく）には、3日分以上の飲料水・食料の備蓄は欠かせない。災害発生後は支援物資が届くまで時間がかかることを想定し、最低3日分（できれば1週間分）以上の飲料水・食料を備えておくことが求められる。

### 3. ライフライン事業者、民間企業等の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

### 4. 行政機関の役割

本市の強靱化を実効性あるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視し、強靱化地域計画に基づく取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

なお、本計画に基づく事業の実施については、国・県からの交付金・補助等を積極的に活用するものとする。

## 脆弱性評価結果及び推進方針一覧

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 1. 被害の発生抑制による人命の保護   |
| リスクシナリオ    | 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①火災予防に関する啓発 ②地域の消防力の確保 ③消防力の充実</p> <p>④火災を想定した土地利用、都市計画等 ⑤空き家対策 ⑥既成市街地での狭隘道路対策</p> <p>⑦市営住宅の耐火性向上 ⑧公園等のオープンスペースの活用 ⑨高齢者に対する施策</p> <p>⑩障害者に対する施策 ⑪効果的かつ実効性のある避難訓練の実施（学校）</p> <p>⑫教職員による危機管理体制の確立 ⑬危機管理マニュアルの活用・見直し</p> <p>⑭児童生徒自身が自らの命を守る力の育成 ⑮文化財施設の消防力の充実</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①②③火災に対する対策の推進（危機管理課）（地域福祉課）</p> <p>・木造建築物が多く、道路が狭隘な既存市街地を中心に火災の延焼が想定されるため、防火に対する知識の普及、出火防止の指導、積極的な防火対策、消防力の向上等が必要であるとともに消防本部との連携が必要である。また、消防本部と連携し「出前教室」等を活用し市民の防火に対する意識高揚を図る。</p> <p>④火災を想定した土地利用、都市計画等（都市計画課）（産業開発室）</p> <p>・防火・準防火地域指定について、主に建ぺい率や容積率を基準とした旧県基準の考え方を現在まで踏襲しており、緊急性を要する地域の防火性能が劣っている可能性があることから対策が必要である。また、老朽化した木造住宅の密集地域（既成市街地）や住工混在地区については、火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。</p> <p>⑤空き家対策（都市計画課）</p> <p>・市内に散在する約1700棟の空き家のうち、約1300棟が地震等で倒壊の可能性のある昭和56年以前に建築された旧耐震基準の危険空き家である現状を踏まえると、倒壊による避難路の寸断や火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。また、倒壊の可能性が低いその他の空き家についても、居住者不在による初期消火の遅れや草木の繁茂による延焼の拡大が想定され、適正管理や利活用等の対策が必要である。</p> <p>⑥既成市街地での狭隘道路（隘路）対策（道路管理課）</p> <p>・市街地の4m未満の道路を含む狭隘道路（約100km）の状況を踏まえると、火災時の消防活動の遅延、延焼拡大の懸念が想定されるため、この改善が必要である。</p> <p>⑦市営住宅の耐火性向上（営繕住宅課）</p> <p>・簡易耐火構造の住宅は耐火性を有するが、壁面を除いた天井部分の耐火性向上を図ることで、延焼抑制の効果が見込める。</p> <p>⑧公園等のオープンスペースの活用（都市計画課）（産業開発室）</p> <p>・市街地で大規模火災が発生した場合に、延焼を防止する緑地の確保や有効活用が必要である。</p> |

## 脆弱性評価結果

### ⑨施設の防火対策とその維持管理（介護保険課）

・火災による被害軽減のため、介護保険施設を実地指導する際に、施設の防火対策とその維持管理について徹底を図る必要がある。

### ⑩高齢者が安心して暮らせる環境づくり（介護保険課）（地域福祉課）

・関係課や関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図るとともに、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、要援護者支援にかかる連携体制を強化する必要がある。

・住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と認知症の早期発見・早期支援及び認知症の方を地域で支え合う体制整備を図る必要がある。

### ⑪障害福祉施設に係る火災予防に関する啓発及び消防設備の機能維持（障害福祉課）

・災害時の火災発生に備えて日頃から避難経路の確保及び確認等を行っておく必要がある。また、万が一の有事において設備が適正に稼働するよう備えておく必要がある。

### ⑫在宅障害者に係る近隣住民との連携（障害福祉課）

・有事の際に協力して欲しいことなど、近隣住民との連携を図っておく必要がある。

### ⑬効果的かつ実効性のある避難訓練の実施（学校）（学校教育課）

・避難訓練を形骸化させることなく、効果的かつ実効性のあるものにする必要がある。

### ⑭教職員による危機管理体制の確立（学校教育課）

・緊急時及び多数の死者、負傷者が発生する事態に備え、教職員の危機管理意識を高めるとともに、避難訓練や研修等を通じて、スキルを向上させる必要がある。

### ⑮危機管理マニュアルの活用及び見直し（学校教育課）

・危機管理マニュアルの内容について、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ、年1回以上、内容の見直しと改善が行われる必要がある。

### ⑯児童生徒自身が自らの命を守る力の育成（学校教育課）

・多数の死者や負傷者につながらないようにするには、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。

### ⑰文化財施設の消防力の充実（文化財保護課）

・指定文化財は木造建築のため、火災の検知から初期消火活動までの時間をできるだけ短くする必要がある。

## 推進方針

### ①出火防止に向けた指導

- ・各施設、各事業所等の防火管理者、防火担当者に対して防火・防災管理体制の強化に向けた継続的な指導を行っていく。
- ・住民に対し、防火に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、定期的に市広報紙やホームページに防火に関する記事を掲載するとともに、各種イベント等においても積極的に啓発活動を実施する。（危機管理課）

### ①住宅用火災警報器の普及促進

- ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の徹底を図り、初期消火等、積極的な防火対策を推進する。（危機管理課）

### ②③消防力の充実・強化

- ・消防団員については、充足している状況であるが、さらに技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図る。また、火災の延焼を阻止するため、耐震性貯水槽等の新設・更新を推進するとともに、市内に設置している街角消火器について、今後も適正に維持管理を行う。（危機管理課）

### ④火災を想定した土地利用、都市計画等

- ・延焼の危険性が高い地域（木造住宅密集地等）や災害時の避難所・避難路・緊急輸送道路の周辺など、特に不燃化・難燃化対策の緊急性を要する地域から防火・準防火地域を定める戦略的な取り組みを実施し、防火性能の向上を図る。また、木造建築物が密集し道路が狭隘な既成市街地については、経済状況や地域の特性、地域住民の意向を踏まえ、地区区画整理事業や市街地再開発事業、地区計画を検討し、火災に強いまちづくりを推進する。（都市計画課）
- ・本庄千本桜周辺地区産業団地をはじめとした工場適地に企業の立地を促進するとともに、本庄児玉インターチェンジに近接する地域を中心に産業業務機能の集積や新たな産業拠点の創造を図る。（産業開発室）

### ⑤空き家対策の促進

- ・市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については除却補助制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、状態の良い空き家は、民間事業者とも連携し、売買や賃貸等の利活用を推進するなど、適正管理に向けた施策を実施する。さらには、空家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は特定空家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。また、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。（都市計画課）

### ⑥既成市街地での狭隘道路対策推進

- ・避難路や緊急車両の通行確保のため、既成市街地等の隘路の拡幅を計画的に実施する。
- ・狭隘道路の解消に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。  
（本庄市道路後退用地等寄付採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱）  
（本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱）（道路管理課）

## 推進方針

### ⑦市営住宅の耐火性向上

・「本庄市営住宅長寿命化計画」に基づく住宅の維持・管理・改善を実施し、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、安全で快適な居住環境の確保を推進する。（営繕住宅課）

### ⑧公園等のオープンスペースの活用

・火災の延焼防止を図ることができ、また、避難場所にもなることから、まちなかに公園や緑地等の整備を推進する。

・火災の延焼防止を図ることができるとともに、避難場所にもなることから、まちなかに公園や緑地等を確保すべく都市公園整備事業を推進する。また、災害時に適切な運用が可能となるよう、本庄市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理を行うため、都市公園維持管理事業を推進する。（都市計画課）

### ⑨高齢者に係る施策の推進

・住宅用火災報知器は、火災から命を守る重要な設備であり、主管課や消防本部による指導等に従って高齢者世帯に設置率の向上を図っていく。

・高齢者施設など初期消火によって延焼を防止し、入所者の安全を確保するためスプリンクラーの設置を促進する。

・要配慮者利用施設における避難体制強化のため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施促進に向け、実地指導や集団指導等の機会を利用し、事業者に計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していく。（地域福祉課、介護保険課）

### ⑩障害者に係る施策の推進

・市内の障害者施設管理者に対して、ハザードマップの十分な確認と把握を基に避難計画を作成するとともに、平時より施設利用者及び職員において避難訓練等を実施し、安全を確保するよう啓発する。また、消防設備が完全に機能するよう消防法等に基づく監査、確認等の実施を依頼する。（障害福祉課）

### ⑪効率的かつ実効性のある避難訓練の実施

・消防本部と連携し、効果的かつ実効性のある避難訓練を年1回以上実施する。（学校教育課）

### ⑫教職員による危機管理体制の確立

・避難訓練や研修等の実施を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。（学校教育課）

### ⑬危機管理マニュアルの活用・見直し

・年度当初に全職員で危機管理マニュアルの内容を確認し、活用の徹底を図る。また、改善点等については、その都度、見直しを行う。（学校教育課）

### ⑭児童自身が自らの命を守る力の育成

・避難訓練をはじめとする防災教育を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。（学校教育課）

### ⑮文化財施設の消防力の充実

・消防設備（スプリンクラーや放水銃）の充実を図る。

・内覧を行っている有人施設では、職員の各種研修による消防技術の向上を図る。

・内覧を行っていない無人施設では、地域における防火体制の強化を図る。（文化財保護課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 1. 被害の発生抑制による人命の保護   |
| リスクシナリオ    | 1-2 建物等の崩壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①大地震を想定した都市計画 ②住宅・建築物の耐震化 ③老朽空き家対策</p> <p>④既成市街地での狭隘道路対策 ⑤高齢者に係る施策 ⑥障害者に係る施策</p> <p>⑦効果的かつ実効性のある避難訓練の実施 ⑧教職員による危機管理体制の確立</p> <p>⑨危機管理マニュアルの活用・見直し ⑩児童生徒自らの命を守る力の育成</p> <p>⑪施設の耐震化</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>大地震発生を想定した都市計画</b>（都市計画課）<br/> ・老朽化した木造建築物の密集地域や地盤が液状化する可能性の高い地域の道路の寸断や建物の倒壊が発生することが想定され、対策が必要である。</p> <p>②<b>住宅・建築物の耐震化</b>（建築開発課）（営繕住宅課）<br/> ・市内には耐震性の劣る住宅及び多数の者が利用する民間の建築物が数多くあるため、建築物の耐震工事等を所有者等に働きかけるとともに、行政・建築団体が情報共有に努め、効率的な耐震化を促進する必要がある。<br/> ・老朽化した市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する必要がある。</p> <p>③<b>空き家対策</b>（都市計画課）<br/> ・市内に散在する約1700棟の空き家のうち、約1300棟が地震等で倒壊の可能性のある昭和56年以前に建築された旧耐震基準の危険空き家である現状を踏まえると、倒壊による避難路の寸断や火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。また、倒壊の可能性が低いその他の空き家についても、居住者不在による初期消火の遅れや草木の繁茂による延焼の拡大が想定され、適正管理や利活用等の対策が必要である。【再掲】</p> <p>④<b>既成市街地での狭隘道路（隘路）対策</b>（道路管理課）<br/> ・市街地の4m未満の道路を含む狭隘道路（約100km）の状況を踏まえると、火災時の消防活動の遅延、延焼拡大の懸念が想定されるため、この改善が必要である。【再掲】</p> <p>⑤<b>高齢者が安心して暮らせる環境づくり</b>（介護保険課）（地域福祉課）<br/> ・関係課や関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図るとともに、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、要援護者支援にかかる連携体制を強化する必要がある。<br/> ・また、住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と認知症の早期発見・早期支援及び認知症の方を地域で支え合う体制整備を図る必要がある。【再掲】</p> |

## 脆弱性評価結果

### ⑥障害者施設の機能維持による安全対策についての啓発（障害福祉課）

・老朽化した施設については、耐震化や修繕等の対応が必要である。

### ⑥在宅障害者に係る住宅・建築物の耐震化（障害福祉課）

・老朽化した住宅については、耐震化や修繕等の対応が必要である。

### ⑦効果的かつ実効性のある避難訓練の実施（学校教育課）

・避難訓練を形骸化させることなく、効果的かつ実効性のあるものにすることが必要である。【再掲】

### ⑧教職員による危機管理体制の確立（学校教育課）

・緊急時及び多数の死者、負傷者が発生する事態に備え、教職員の危機管理意識を高めるとともに、避難訓練や研修等を通じて、スキルを向上させる必要がある。【再掲】

### ⑨危機管理マニュアルの活用及び見直し（学校教育課）

・危機管理マニュアルの内容について、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ、年1回以上、内容の見直しと改善が行われることが必要である。【再掲】

### ⑩児童生徒自身が自らの命を守る力の育成（学校教育課）

・多数の死者や負傷者につながらないようにするには、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】

### ⑪公共施設の耐震化（各所管課）

・市が管理する公共施設の中には、耐震性が未確認の建築物があり、利用者等の安全性を確保するためには耐震化を推進する必要がある。

## 推進方針

### ①大震災を想定した都市計画

・密集市街地である本庄駅北口周辺地区において策定中の「基本計画」の諸施策（駅前広場、都市機能誘導区域内の道路環境の改善（無電柱化、バリアフリー、狹隘道路の解消、ウォークアブル））を推進し、用途地域等都市計画についても見直しを検討する。（都市計画課）

### ②住宅・建築物の耐震化

・住宅・建築物の耐震化について補助制度を続けるとともに、これをPRし、所有者等に働きかけを実施する。

・本庄市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進を図る。

・住宅の耐震化については木造住宅の無料簡易耐震診断及び耐震補助制度を継続するとともにこれをPRし、所有者等への働きかけを実施する。

・多数の者が利用する建築物については県と連携して所有者等への働きかけを実施する。

・震災後、余震等による二次災害を防ぐため、県と協力して建築物及び宅地の危険度を判定する応急危険度判定士体制の整備を継続する。（建築開発課）

・市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する。（営繕住宅課）

### ③空き家対策の促進

・市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については除却補助制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、状態の良い空き家は、民間事業者とも連携し、売買や賃貸等の利活用を推進するなど、適正管理に向けた施策を実施する。さらには、空家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は、特定空家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。また、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。【再掲】（都市計画課）

### ④既成市街地での狹隘道路対策

・避難路や緊急車両の通行確保のため、既成市街地等の隘路の拡幅を計画的に実施する。

・狹隘道路の解消に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

（本庄市道路後退用地等寄付採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱）

（本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱）【再掲】（道路整備課）

### ⑤高齢者に対する施策の推進

・自力で避難することが困難な高齢者が利用する高齢者施設の利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等市町村事業整備計画」に基づき、事業者に対し、非常用自家発電設備及び給水設備の整備や倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去等に係る工事費の一部助成を実施しており、今後とも事業の更なる推進を図るとともに、事業者に対する支援制度の周知を強化し、高齢者施設の防災・減災対策を促進していく。

・要配慮者利用施設における避難体制強化のため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施促進に向け、実地指導や集団指導等の機会を利用し、事業者に計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していく。【再掲】（介護保険課）

## 推進方針

### ⑥在宅障害者に係る住宅・建築物の耐震化

・障害者施設及び在宅障害者施設について、屋根や外壁等、建物機能において破損等の有無を確認し、状況に応じ対応するよう要望する。（障害福祉課）

### ⑦効率的かつ実効性のある避難訓練の実施

・効果的かつ実効性のある避難訓練を年1回以上実施する。【再掲】（学校教育課）

### ⑧教職員による危機管理体制の確立

・避難訓練や研修等の実施を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。【再掲】（学校教育課）

### ⑨危機管理マニュアルの活用及び見直し

・年度当初に全職員で危機管理マニュアルの内容を確認し、活用の徹底を図る。また、改善点等については、その都度、見直しを行う。【再掲】（学校教育課）

### ⑩児童生徒自身が自らの命を守る力の育成

・避難訓練をはじめとする防災教育を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。（学校教育課）

### ⑪公共施設の耐震化等

・公共施設については本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）に基づき、計画的に改修、更新を実施するうえで、耐震性能が未確認な公共施設についても耐震診断の実施と必要な耐震化を検討する。（各所管課）

・学校施設については、校舎等の照明器具を省エネ性能の高いLED照明に更新する工事を計画的に行う。（教育総務課）

・学校施設については、遊具等の老朽化による倒壊を防止するため、定期的な点検を実施し、修繕等の適正な維持管理を行う。また、点検結果に基づき、危険性の高い遊具等については、計画的に更新や撤去を行う。（教育総務課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 1. 被害の発生抑制による人命の保護   |
| リスクシナリオ    | 1-3 異常気象（洪水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①地域防災力の強化 ②内水による浸水 ③計画的な河川改修</p> <p>④土地利用の抑制 ⑤高齢者に係る施策 ⑥障害者に係る施策</p> <p>⑦効果的かつ実効性のある避難訓練の実施 ⑧教職員による危機管理体制の確立</p> <p>⑨危機管理マニュアルの活用・見直し ⑩児童生徒自らの命を守る力の育成</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①地域防災力の強化（危機管理課）<br/>・施設整備等に加え、災害についての危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させ、地域防災力を強化する必要がある。</p> <p>②内水対策の促進（道路管理課）<br/>・令和元年10月の台風19号時接近時に、内水による浸水箇所が多発し、その対策が必要である。</p> <p>③河川改修の促進（道路管理課）<br/>・本庄県土整備事務所管内では、小山川は100%・備前堀川は約41%・元小山川は約39.7%・女堀川は約55.4%の整備率となっており、引き続き計画的な河川改修が必要である。</p> <p>④浸水被害防止の観点からの土地利用の抑制（都市計画課）<br/>・河川沿いの低地部等において、浸水・内水被害が多発している状況であり、災害ハザードエリアにおける浸水被害防止の観点からの土地利用の抑制など更なる対策が必要である。</p> <p>⑤高齢者が安心して暮らせる環境づくり（介護保険課）（地域福祉課）<br/>・関係課や関係機関と協力し、高齢者に対する地域における声かけや見守り体制の充実を図るとともに、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、要援護者支援にかかる連携体制を強化する必要がある。【再掲】<br/>・住み慣れた家で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と認知症の早期発見・早期支援及び認知症の方を地域で支え合う体制整備を図る必要がある。【再掲】</p> <p>⑥障害者施設への異常気象時の対応に関する行動啓発（障害福祉課）<br/>・異常気象発生に対するいち早い情報の収集を図り、避難決定のタイミングなど、行動指針を策定する必要がある。また、その際の避難や経路等を日頃より確認・訓練しておくことが必要である。</p> |

## 脆弱性評価結果

### ⑥在宅障害者について情報収集手段の確保（障害福祉課）

・障害の種別・程度にあわせた情報収集方法の確保が必要。また、その際の避難や経路等を日頃より確認・訓練しておくことが必要である。

### ⑦効果的かつ実効性のある避難訓練の実施（学校教育課）

・避難訓練を形骸化させることなく、効果的かつ実効性のあるものにする必要がある。【再掲】

### ⑧教職員による危機管理体制の確立（学校教育課）

・緊急時及び多数の死者、負傷者が発生する事態に備え、教職員の危機管理意識を高めるとともに、避難訓練や研修等を通じて、スキルを向上させる必要がある。【再掲】

### ⑨危機管理マニュアルの活用及び見直し（学校教育課）

・危機管理マニュアルの内容について、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ、年1回以上、内容の見直しと改善が行われることが必要である。【再掲】

### ⑩児童生徒自身が自らの命を守る力の育成（学校教育課）

・多数の死者や負傷者につながらないようにするには、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】

## 推進方針

### ①ハザードマップ等による周知

・施設整備等に加え、現在、市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させる。（危機管理課）

### ①地域防災力の強化

・自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力の強化のため、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。（危機管理課）

### ②内水対策の促進

・利根川上流流域治水協議会の支援・指導の下、内水対策検討を推進し、諸対策を実施する。（道路管理課）

・雨水出水浸水想定区域図を作成し、雨水管理総合計画を策定することで、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定め、内水対策を進める。（下水道課）

### ③河川改修の促進

・国・県に対して、河川整備計画に基づく計画的な改修を要望していく。（道路管理課）

### ④土地利用の抑制

・今後とも浸水・内水が懸念される市街地・田畑において、その土地利用のあり方について、方向性を整理する。

・災害ハザードエリアにおける開発抑制（レッドゾーンは原則禁止、市街化調整区域のイエローゾーンは安全上及び避難上の対策が許可条件）、市街化調整区域の11号・12号区域からレッドゾーンとイエローゾーンを除外、災害ハザードエリアからの移転の推進、立地適正化計画の強化（居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成）等を検討する。（都市計画課）

### ⑤高齢者に対する施策の推進

・自力で避難することが困難な高齢者が利用する高齢者施設の利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等市町村事業整備計画」に基づき、事業者に対し、非常用自家発電設備及び給水設備の整備や倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去等に係る工事費の一部助成を実施しており、今後とも事業の更なる推進を図るとともに、事業者に対する支援制度の周知を強化し、高齢者施設の防災・減災対策を促進していく。【再掲】

・要配慮者利用施設における避難体制強化のため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施促進に向け、実地指導や集団指導等の機会を利用し、事業者に計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していく。【再掲】（介護保険課）

## 推進方針

### ⑥障害者施設への異常気象時の対応に関する行動啓発

・障害者施設について各種情報収集による危険性のいち早い察知により、先を予測した対応により、余裕のある行動をとる体制を構築するよう啓発する。また、障害者施設における有事の際の行動指針等を策定し、施設従事者は常日頃の訓練による冷静沈着な行動に基づき、利用者の安全確保を図るよう啓発する。（障害福祉課）

### ⑥在宅障害者について情報収集手段の確保

・在宅障害者について、情報収集する手段について日頃から確認し、迅速な行動をとるよう啓発する。（障害福祉課）

### ⑦効果的かつ実効性のある避難訓練の実施

・効果的かつ実効性のある避難訓練を実施する。【再掲】（学校教育課）

### ⑧教職員による危機管理体制の確立

・気象情報等の確認を習慣化するとともに、避難訓練や研修等の実施を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。【再掲】（学校教育課）

### ⑨危機管理マニュアルの活用及び見直し

・年度当初に全職員で危機管理マニュアルの内容を確認し、活用の徹底を図る。また、改善点等については、その都度、見直しを行う。【再掲】（学校教育課）

### ⑩児童生徒自身が自らの命を守る力の育成

・避難訓練をはじめとする防災教育を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。【再掲】（学校教育課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 1. 被害の発生抑制による人命の保護  |
| リスクシナリオ    | 1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①地域防災力の強化 ②土砂災害対策 ③土地利用の見直し</p> <p>④障害者に係る施策 ⑤効果的かつ実効性のある避難訓練の実施</p> <p>⑥教職員による危機管理体制の確立 ⑦危機管理マニュアルの活用・見直し</p> <p>⑧児童生徒自らの命を守る力の育成</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①地域防災力の強化（危機管理課）<br/>・施設整備等に加え、災害についての危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させ、地域防災力を強化する必要がある。【再掲】</p> <p>②土砂災害対策（道路管理課）（建築開発課）<br/>・道路などの公共交通施設の土砂災害等の防止施設整備を実施する必要がある。<br/>・局所的な集中豪雨・長雨によって宅地造成地が崩壊する可能性を有していることが指摘されており、大規模盛土造成地箇所を把握し、その安全性の確認を行う必要がある。</p> <p>③土地利用の抑制（都市計画課）<br/>・市街地の急傾斜地周辺や山間部の集落等において、大雨や地震等により土砂被害が発生することが想定され、その対策が必要である。【再掲】</p> <p>④障害者施設への異常気象時の対応に関する行動啓発（障害福祉課）<br/>・異常気象発生に対するいち早い情報の収集を図り、避難決定のタイミングなど、行動指針を策定する必要がある。また、その際の避難や経路等を日頃より確認・訓練しておくことが必要である。</p> <p>④在宅障害者の情報収集手段の確保（障害福祉課）<br/>・障害の種別・程度にあわせた情報収集方法の確保が必要である。また、その際の避難や経路等を日頃より確認・訓練しておくことが必要である。【再掲】</p> <p>⑤効果的かつ実効性のある避難訓練の実施（学校教育課）<br/>・避難訓練を形骸化させることなく、効果的かつ実効性のあるものにする必要がある。【再掲】</p> <p>⑥教職員による危機管理体制の確立（学校教育課）<br/>・緊急時及び多数の死者、負傷者が発生する事態に備え、教職員の危機管理意識を高めるとともに、研修等を通じて、知識やスキルの向上を図る必要がある。【再掲】</p> |

## 脆弱性評価結果

### ⑦危機管理マニュアルの活用及び見直し（学校教育課）

・危機管理マニュアルの内容について、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ、年1回以上、内容の見直しと改善が行われることが必要である。【再掲】

### ⑧児童生徒自身が自らの命を守る力の育成（学校教育課）

・多数の死者や負傷者につながらないようにするには、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】

## 推進方針

### ①ハザードマップ等による周知

・施設整備等に加え、現在、市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させる。【再掲】（危機管理課）

### ①地域防災力の強化

・自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力の強化のため、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。【再掲】（危機管理課）

### ②土砂災害等防止施設の整備

・県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していく。また機能が十分発揮されるよう、メンテナンス・点検の実施を要望する。（道路管理課）

・開発許可制度の適切かつ継続的な運用により、宅地造成等が法令で定めている基準に適合しているかについての審査を行い、造成宅地の被害の発生予防を行い、土砂災害の危険性を回避していく。

・宅地耐震化推進事業により大規模盛土造成地の調査を計画的に実施する。（建築開発課）

### ③土地利用の抑制

・今後とも土砂災害が懸念される市街地のがけ地周辺や山間部の集落等において、その土地利用のあり方について、方向性を整理する。

・災害ハザードエリアにおける開発抑制（レッドゾーンは原則禁止、市街化調整区域のイエローゾーンは安全上及び避難上の対策が許可条件）、市街化調整区域の11号・12号区域からレッドゾーンとイエローゾーンを除外、災害ハザードエリアからの移転の推進、立地適正化計画の強化（居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成）、建設物の構造の制限や緩和（床の高さや基礎構造の制限、垂直避難のための容積率の緩和等）等を検討する。【再掲】（都市計画課）

### ④障害者施設への異常気象時の対応に関する行動啓発

・障害者施設について各種情報収集による危険性のいち早い察知により、先を予測した対応により余裕のある行動をとる体制を構築するよう啓発する。また、障害者施設における有事の際の行動指針等を策定し、施設従事者は平日頃の訓練による冷静沈着な行動に基づき利用者の安全確保を図るよう啓発する。【再掲】（障害福祉課）

### ④在宅障害者の情報収集手段の確保

・在宅障害者に係る情報収集する手段について日頃から確認し、迅速な行動をとるよう啓発する。【再掲】（障害福祉課）

### ⑤効果的かつ実効性のある避難訓練の実施

・効果的かつ実効性のある避難訓練を実施する。【再掲】（学校教育課）

### ⑥教職員による危機管理体制の確立

・気象情報等の確認を習慣化するとともに、避難訓練や研修等の実施を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。【再掲】（学校教育課）

## 推進方針

### ⑦危機管理マニュアルの活用及び見直し

・年度当初に全職員で危機管理マニュアルの内容を確認し、活用の徹底を図る。また、改善点等については、その都度、見直しを行う。【再掲】（学校教育課）

### ⑧児童生徒自身が自らの命を守る力の育成

・避難訓練をはじめとする防災教育を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。【再掲】（学校教育課）

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>事前に備えるべき目標</p> | <p><b>1. 被害の発生抑制による人命の保護</b></p>  |
| <p>リスクシナリオ</p>    | <p>1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態</p>  |
| <p>評価ポイント</p>     | <p>①跨線橋の耐震化・長寿命化 ②自由通路の耐震化、長寿命化<br/>③学校行事を実施する際の危機管理体制の確認及び共通理解<br/>④危機管理マニュアルの活用及び見直し ⑤児童生徒自らの命を守る力の育成</p>   |
| <p>脆弱性評価結果</p>    | <p>①<b>跨線橋の耐震化、長寿命化</b>（道路整備課）<br/>・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに経年劣化への対応等のため計画的な修繕や更新を進める必要がある。</p> <p>②<b>自由通路の耐震化、長寿命化</b>（都市計画課）<br/>・列車の通行を確保するため、経年劣化への対応等に対する計画的な修繕や更新の必要がある。</p> <p>③<b>学校行事等を実施する際の危機管理体制の確認及び共通理解</b>（学校教育課）<br/>・緊急時及び多数の死者、負傷者が発生する事態に備え、関係者等を含めた事前確認を徹底するとともに、教職員の共通理解を図る必要がある。</p> <p>④<b>危機管理マニュアルの活用及び見直し</b>（学校教育課）<br/>・危機管理マニュアルの内容について、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ、年1回以上、内容の見直しと改善が行われることが必要である。【再掲】</p> <p>⑤<b>児童生徒自身が自らの命を守る力の育成</b>（学校教育課）<br/>・多数の死者や負傷者につながらないようにするには、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿化計画により適切に修繕や更新を進める。（道路整備課）

### ②自由通路の耐震化、長寿命化

・自由通路を定期的に点検し、適切に修繕等を進める。（都市計画課）

### ③学校行事を実施する際の危機管理体制の確認及び共通理解

・研修等の機会を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。【再掲】（学校教育課）

### ④危機管理マニュアルの活用及び見直し

・学校行事等の実施前に、教職員間で危機対応についての十分な共通理解を図る。また、次年度以降の実施に向けて、改善点等については、実施直後に見直しを行うとともに、内容の引継を行う。（学校教育課）

### ⑤児童生徒自身が自らの命を守る力の育成

・事前指導等を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。（学校教育課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 1. 被害の発生抑制による人命の保護   |
| リスクシナリオ    | 1-6 災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①情報通信の輻輳・途絶 ②地域コミュニティ</p> <p>③道路ネットワークの確保 ④中高生への防災意識醸成</p> <p>⑤学童等の連絡体制 ⑥教職員による危機管理体制の確立</p> <p>⑦危機管理マニュアルの活用・見直し ⑧児童生徒自らの命を守る力の育成</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>情報通信の輻輳・途絶</b>（危機管理課）<br/> 災害時拠点施設の被災や情報通信の輻輳・途絶により災害情報の収集機能の低下が起こる。これにより市民への正確な情報の提供が困難になり、避難指示等の災害対応に遅延等が生じ、多くの要救助者や行方不明者の発生等に対応する必要がある。</p> <p>②<b>地域コミュニティ</b>（市民活動推進課）<br/> ・大規模災害の発災直後には、行政による速やかな救助が困難な状況が想定される。そこで、状況に合わせて適切な避難活動を行う等、自分自身の命や身の安全を守るとともに、隣近所で協力して救助活動を行ったり、要支援者の避難誘導を行うなど、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要となる。近年、地域コミュニティの希薄化が進む中、自治会活動やボランティア活動への参加による地域住民同士のつながりが地域防災力の強化につながるため、地域コミュニティの活性化を図っていく必要がある。</p> <p>③<b>道路ネットワークの確保</b>（道路管理課）<br/> ・道路の通行を確保するため緊急輸送道路の電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。<br/> ・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。</p> <p>④<b>中高生への防災意識の醸成</b>（地域福祉課）<br/> ・次世代を担う中高生に対し、地域福祉及び防災の意識醸成を図る必要がある。</p> <p>⑤<b>学童等の連絡体制</b>（子育て支援課）<br/> ・保育所・学童保育所において保護者への連絡は、職員が電話で行っている。連絡が行き届くまで時間がかかる、電話が通じないなどの事態が予想され、対応の遅れが懸念される。</p> <p>⑥<b>教職員による危機管理体制の確立</b>（学校教育課）<br/> ・災害発生時において、多数の要救助者、行方不明者が発生する事態に備え、教職員の危機管理意識を高めるとともに、研修等を通じて、知識やスキルの向上を図る必要がある。<br/> 【再掲】</p> <p>⑦<b>危機管理マニュアルの活用及び見直し</b>（学校教育課）<br/> ・危機管理マニュアルの内容について、全教職員への周知が徹底されるとともに、活用が図られ、年1回以上、内容の見直しと改善が行われることが必要である。【再掲】</p> <p>⑧<b>児童生徒自身が自らの命を守る力の育成</b>（学校教育課）<br/> ・多数の要救助者や行方不明者の発生につながらないようにするには、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①災害対策本部の強化等

・災害対策本部が機能するよう、災害対策本部設置運営マニュアルを作成している。今後も業務継続計画と合わせて、必要に応じて見直しを行うなど、行政の災害対応力を高める施策を推進していく。（危機管理課）

### ①情報伝達手段の整備

・災害時の情報伝達手段としての防災行政無線の整備を引き続き行うとともに、提供する情報について、各情報通信事業者との協力体制を整え、通信確保対策を促進していく。（危機管理課）

### ①自主防災組織の充実等

・災害対応が遅れた場合には、地域防災力が必要となる。自主防災組織の育成強化をするため、今後も補助金の交付、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行うとともに、必要に応じて手法の見直し、拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。（危機管理課）

### ②地域コミュニティ組織の充実

・自治会加入率の向上や各種ボランティア団体などの地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。（市民活動推進課）

### ③道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狹隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【社会資本整備総合交付金】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鑽橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）（道路整備課）

### ④中高生への防災意識醸成

・「次世代地域づくり会議」を開催することにより中高生の地域福祉の意識の醸成を図り、地域活動の担い手であることの自覚を促す。（地域福祉課）

### ⑤学童等の連絡体制確立

・学童入室児童の保護者の緊急時の連絡方法等を最新の状況で把握し、日頃から連絡訓練を行っていく。（子育て支援課）

### ⑥教職員による危機管理体制の確立

・研修等の機会を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。（学校教育課）

【再掲】

## 推進方針

### ⑦危機管理マニュアルの活用及び見直し

・年度当初に全職員で危機管理マニュアルの内容を確認し、活用の徹底を図る。また、改善点等については、その都度、見直しを行う。【再掲】（学校教育課）

### ⑧児童生徒自身が自らの命を守る力の育成

・防災教育等を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。【再掲】（学校教育課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 2. 救助・救急・医療活動による人命保護  |
| リスクシナリオ    | 2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態  |
| 評価ポイント     | <p>①救助・捜索活動 ②道路ネットワークの確保 ③応急手当等の対応</p> <p>④防災ボランティアの受入体制 ⑤教職員による危機管理体制の確立</p> <p>⑥児童生徒自らの命を守る力の育成</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①救助・捜索活動（危機管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等により、人的被害が同時に発生した場合、必要な救助・捜索活動が大量に発生することで、行政の対応能力を超過し、必要な救助に遅れが生じる可能性があることから、これに対処する必要がある。</li> </ul> <p>②道路ネットワークの確保（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の通行を確保するため緊急輸送道路の電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。</li> <li>・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</li> </ul> <p>③応急手当等の対応（子育て支援課）（保育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設にAEDと救急箱を備えているが、これらを活用し応急手当等が行えない危険性がある。</li> </ul> <p>④防災ボランティアの受け入れ（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ボランティアの受け入れに対し、社会福祉協議会が主体となり体制を整備する必要がある。</li> </ul> <p>⑤教職員による危機管理体制の確立（学校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時における教職員の危機管理意識を高めるとともに、研修等を通じて、知識やスキルの向上を図る必要がある。【再掲】</li> </ul> <p>⑥児童生徒自身が自らの命を守る力の育成（学校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時において、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】</li> </ul> |

## 推進方針

### ①④自衛隊等の受援体制の整理等

・地域消防力の強化により救助・検索活動能力を高めていく必要があるが、大規模な災害の場合は、消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要となる。このため緊急消防援助隊等の支援部隊の支援が得られるように市内拠点を整備するとともに、自衛隊、防災ボランティア等の受入体制等を整える。（危機管理課）

・社会福祉協議会内に「防災ボランティアセンター」を開設する。（地域福祉課）

### ①相互応援・協力体制の強化

・他自治体、民間団体、民間企業等と締結している災害協定等の継続・強化を図るとともに、防災協力事業所との協力体制の強化を図る。また、自助・共助の防災意識の向上について啓発を行っていく。（危機管理課）

### ②道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狭隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鑽橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

### ③応急手当等の対応

・公共施設に設置されているAEDや救急箱の適切な取扱い方法や、応急手当の知識と技術を職員が取得できる機会を作っていく。（子育て支援課、保育課）

### ⑤教職員による危機管理体制の確立

・研修等の機会を通じて、教職員の危機管理意識とスキルの向上を図る。【再掲】（学校教育課）

### ⑥児童自身が自ら命を守る力の育成

・防災教育等を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。【再掲】（学校教育課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 2. 救助・救急・医療活動による人命保護  |
| リスクシナリオ    | 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態  |
| 評価ポイント     | ①医療提供体制 ②国・県等の関係機関との連携  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①医療提供体制（健康推進課）<br/>・災害時の医療提供体制の整備等について、医師会等と協議を進める必要がある。</p> <p>②国・県等の関係機関との連携（健康推進課）<br/>・本市単独で十分な応急対策ができない場合に備えるため、国・県や他自治体との連携を図る必要がある。</p> |

## 推進方針

### ①医療提供体制

・迅速かつ適切な医療救護活動を行い、医療救護活動に必要な物資を確保するため、医師会等関係機関と連携強化に向けた協議を進める。（健康推進課）

### ②他団体との連携

・平時より県や他市等との連携を図り、医療チームの派遣や不足する医療物資の提供を求められる体制整備を進める。（健康推進課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 2. 救助・救急・医療活動による人命保護   |
| リスクシナリオ    | 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①電気や水道の停止 ②感染症対策</p> <p>③ライフラインの災害対応力の強化</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①電気や水道の停止（下水道課）<br/>・電気や水道の停止により、家庭や避難所で水洗トイレが使用できなくなる可能性があり、衛生環境の悪化が懸念される。</p> <p>②感染症対策（危機管理課）（健康推進課）<br/>・ライフラインが長期間停止することにより、避難所をはじめ家庭においても生活環境の悪化等による感染症の蔓延が危惧されるため、対策が必要である。</p> <p>③ライフラインの災害対応力の強化（環境推進課）<br/>・ライフラインが停止した場合、電気等の生活や事業を継続するためのエネルギーを確保する必要がある。住宅及び事業所のエネルギーの確保については自前による調達等に課題があり、住宅及び事業所の創エネルギー及び省エネルギーを推進する必要がある。</p> |

## 推進方針

### ①マンホールトイレシステムの整備

・避難所等に携帯トイレや仮設トイレよりも設置が容易で、し尿を下水道管に流すことができるマンホールトイレシステムの整備を推進する。（下水道課）

### ②感染症対策に係る備蓄品の整備等

・災害用備蓄品のうち避難所における感染症対策として、パーティション、体温計、自動ラップ式トイレ、マスク、消毒液、スリッパ等を整備したが、今後も感染症の対策を推進していく。また、平時から各家庭における感染症や食中毒予防等について、県等と連携し、市民に啓発を行うことにより感染症対策を推進する。（危機管理課）（健康推進課）

### ③住宅及び事業所の創エネルギーを推進

・再生可能エネルギーを活用するための住宅用及び事業所用の太陽光発電システムや蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助し、災害時に対応できる住宅及び事業所を着実に増やしていく。また、住宅用のEVやV2Hの導入にかかる費用の一部を補助し、住宅の災害対応力を強化する。

・屋根の高遮熱塗装や断熱ガラス等の住宅の省エネ改修や事業所の空調設備等の省エネ設備の更新・改修に係る費用の一部を補助し、住宅及び事業所の省エネルギーを図る。（環境推進課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保   |
| リスクシナリオ    | 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①災害情報の収集・伝達 ②道路施設の安全性</p> <p>③道路ネットワークの確保 ④住宅・建築物の耐震化</p> <p>⑤既成市街地での狭隘道路対策 ⑥空き家対策</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①災害情報の収集・伝達（広報課）（危機管理課）（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの情報収集をする際には、噂やデマ等、情報が正確ではないという可能性がある。</li> <li>・情報伝達手段の選択肢としてICTの活用を促進する必要がある。</li> </ul> <p>②道路施設の安全性（道路整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進める必要がある。</li> </ul> <p>③道路ネットワークの確保（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の通行を確保するため緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。</li> <li>・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</li> </ul> <p>④住宅・建築物の耐震化等の促進（建築開発課）（営繕住宅課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路の沿線建築物の耐震化を県及び市が所有者等に働きかけるとともに、行政・建築団体が情報共有に努め、効率的な耐震化を促進する必要がある。</li> <li>・老朽化した市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する必要がある。</li> </ul> <p>⑤既成市街地での狭隘道路（隘路）対策（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の4m未満の道路を含む狭隘道路（約100km）の状況を踏まえると、火災時の消防活動の遅延、延焼拡大の懸念が想定されるため、この改善が必要である。【再掲】</li> </ul> <p>⑥空き家対策（都市計画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に散在する約1700棟の空き家のうち、約1300棟が地震等で倒壊の可能性のある昭和56年以前に建築された旧耐震基準の危険空き家である現状を踏まえると、倒壊による避難路の寸断や火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。また、倒壊の可能性が低いその他の空き家についても、居住者不在による初期消火の遅れや草木の繁茂による延焼の拡大が想定され、適正管理や利活用等の対策が必要である。【再掲】</li> </ul> |

## 推進方針

### ①災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して、裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。（広報課）  
・一般向けをはじめ特に高齢者向けのICT関連講座を開催し、情報伝達手段の選択肢を増やす。（地域福祉課）

### ②道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画により適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ③道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルート of 現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狭隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鑽橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

### ④住宅・建築物の耐震化等の促進

・緊急輸送道路の沿線の住宅・建築物の耐震化について、県と連携して耐震補助制度の活用を所有者等に促していく。（建築開発課）

また、市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する。（営繕住宅課）

### ⑤既成市街地での狭隘道路対策

・避難路や緊急車両の通行確保のため、既成市街地等の隘路の拡幅を計画的に実施する。

・狭隘道路の解消に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

（本庄市道路後退用地等寄付採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱）

（本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱）【再掲】（道路管理課）

## 推進方針

### ⑥空き家対策

・市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については除却制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、耐震基準を満たしていない空き家を改修し、利活用する場合には、リフォーム費用に加えて耐震診断及び耐震工事に要する費用の一部を補助し、空き家を利活用する場合の耐震化を推進する。さらには、空家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は、特定空家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。また、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。【再掲】（都市計画課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保   |
| リスクシナリオ    | 3-2 信号機停止等により、多数の道路で交通障害が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①災害情報の収集・伝達    ②道路施設の安全性    ③道路ネットワークの確保</p> <p>④住宅・建築物の耐震化促進</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①災害情報の収集・伝達（広報課）</p> <p>・市民からの情報収集をする際には、噂やデマ等、情報が正確ではないという可能性がある。【再掲】</p> <p>②道路施設の安全性（道路整備課）</p> <p>・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに経年劣化への対応のため、計画的な修繕や更新の必要がある。【再掲】</p> <p>③道路ネットワークの確保（道路管理課）</p> <p>・道路の通行を確保するため、電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため、現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。</p> <p>・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</p> <p>④住宅・建築物の耐震化等の促進（建築開発課）（営繕住宅課）</p> <p>・建築物の耐震化を県及び市が所有者等に働きかけるとともに、行政・建築団体が情報共有に努め効率的な耐震化を促進する必要がある。</p> <p>・老朽化した市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。【再掲】（広報課）

### ②道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画により適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ③道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狹隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

- （市道第2級23号線（金鑽橋））
- （市道第5-708号線（駒形橋））
- （市道第5-987号線（能淵寺橋））
- （市道第105号線）
- （第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））
- （市道第5-7号線）
- （市道第130号線）
- （小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

### ④住宅・建築物の耐震化等の促進

・緊急輸送道路の沿線の住宅・建築物の耐震化について、県と連携して耐震補助制度の活用を所有者等に促していく。

また、市営住宅についても計画的な修繕、建替を実施する。【再掲】（営繕住宅課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保   |
| リスクシナリオ    | 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①帰宅困難者対策 ②公共交通 ③災害情報の収集・伝達</p> <p>④跨線橋の耐震化、長寿命化 ⑤自由通路の耐震化、長寿命化</p> <p>⑥道路ネットワークの確保</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>鉄道、道路網の寸断による帰宅困難者対策</b>（危機管理課）<br/> ・災害により鉄道、道路網が寸断された場合、本市の来訪者や市外からの通勤・通学者が帰宅できない状態になることが想定されることから、その対応が必要である。</p> <p>②<b>公共交通</b>（都市計画課）<br/> ・災害時の帰宅困難者の発生に備えるため、鉄道の代替手段について検討する必要がある。<br/> ・災害時の円滑な移動を確保するため、平時から公共交通の確保維持に努める必要がある。</p> <p>③<b>災害情報の収集・伝達</b>（広報課）<br/> ・市民からの情報収集をする際には、噂やデマ等、情報が正確ではないという可能性がある。【再掲】</p> <p>④<b>跨線橋の耐震化、長寿命化</b>（道路整備課）<br/> ・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応等のため計画的な修繕や更新の必要がある。【再掲】</p> <p>⑤<b>自由通路の耐震化、長寿命化</b>（都市計画課）<br/> ・列車の通行を確保するため、経年劣化への対応等に対する計画的な修繕や更新の必要がある。【再掲】</p> <p>⑥<b>道路ネットワークの確保</b>（道路管理課）<br/> ・道路の通行を確保するため電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため、現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。<br/> ・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①一時滞在施設の確保・拡充

・鉄道等交通機関等の停止により、帰宅が困難となった者（帰宅困難者）を受け入れる一時滞在施設を避難所以外の公共施設や民間事業所との協定等により確保する。（危機管理課）

### ②災害時の公共交通ネットワークの確保

・平時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の発生抑制や市民の円滑な移動の確保を図る。（都市計画課）

### ③災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。【再掲】（広報課）

・市民等に対し、研修会・出前講座の開催、防災訓練等により、正確な情報の把握の仕方などを含め、防災知識の向上を図る。（危機管理課）

### ④道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画に基づき適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ⑤自由通路の耐震化・長寿命化

・自由通路を定期的に点検を行い、適切に修繕等を進める【再掲】（都市計画課）

### ⑥道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狭隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鎖橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保  |
| リスクシナリオ    | 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①災害情報の収集 ②道路施設の安全性</p> <p>③道路ネットワークの確保</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>災害情報の収集</b>（広報課）<br/> ・市民からの情報収集をする際には、噂やデマ等、情報が正確ではないという可能性がある。【再掲】</p> <p>②<b>道路施設の安全性</b>（道路整備課）<br/> ・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新の必要がある。【再掲】</p> <p>③<b>道路ネットワークの確保</b>（道路管理課）<br/> ・道路の通行を確保するため、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため、現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。<br/> ・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。【再掲】（広報課）

### ②道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命計化画により適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ③道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狹隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

- （市道第2級23号線（金鑽橋））
- （市道第5-708号線（駒形橋））
- （市道第5-987号線（能淵寺橋））
- （市道第105号線）
- （第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））
- （市道第5-7号線）
- （市道第130号線）
- （小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保   |
| リスクシナリオ    | 3-5 孤立集落が発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①孤立集落への対応 ②災害情報の収集・伝達</p> <p>③道路施設の安全性 ④道路ネットワークの確保</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>孤立集落への対応</b>（危機管理課）<br/>道路施設等が被害を受け、通行障害が発生し、他の集落への移動、集落内への物資の輸送が困難になり、集落が孤立化することが想定され、その対応が必要である。</p> <p>②<b>被害情報等について</b>（広報課）（地域福祉課）<br/>・市民からの情報収集をする際には、噂やデマ等、全ての情報が正確ではないという可能性がある。【再掲】<br/>・情報伝達手段の選択肢として、ICTの活用を促進する必要がある。<br/>・SNS等のメディアを通し、高齢者でも正確な情報を取得できる環境が必要である。</p> <p>③<b>道路施設の安全性</b>（道路整備課）<br/>・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新の必要がある。【再掲】</p> <p>④<b>道路ネットワークの確保</b>（道路管理課）<br/>・道路の通行を確保するため、緊急輸送道路の電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため、現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。<br/>・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①ハザードマップ等による周知

・現在本庄市で作成している、洪水、地震、土砂災害、内水氾濫の各ハザードマップや防災ガイドブック等により、危険度を市民に周知するとともに、自らが身を守る防災意識を定着させていく。（危機管理課）

### ①地域防災力の強化

・自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力の強化のため、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。【再掲】（危機管理課）

### ①自衛隊等の受援体制の整理等

・大規模な災害の場合は、自衛隊等の派遣要請を行い、その受入体制等を整えていく。また、早急に通行障害の解消を行うため、地元の民間事業者との協力体制の一層の推進を図る。（危機管理課）

### ②災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。【再掲】（広報課）

・ICTに親しんでもらうため、高齢者向けのタブレットを活用した講座を開設する。

【再掲】（地域福祉課）

### ③道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画により適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ④道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狭隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鑽橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保   |
| リスクシナリオ    | 3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①情報通信の途絶等への対応 ②災害情報の収集</p> <p>③通信手段の多様化 ④道路情報の発信</p> <p>⑤教育委員会と学校間における情報の収集、伝達体制</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>情報通信の途絶等への対応</b>（危機管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、通信施設等の被災により、電話等の情報通信が利用できなくなることが想定される。また、家族の安否確認等の通信需要が増加し、通信要求過多となり、通信が困難な状況が発生することが想定され、その対応が必要である。</li> </ul> <p>②<b>災害情報の収集</b>（広報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの情報収集をする際には、噂やデマ等、情報が正確ではないという可能性がある。【再掲】</li> </ul> <p>③<b>災害発生時の情報通信手段の確保及び多様化</b>（情報システム課）（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能となる公衆無線LAN等の整備の必要性がある。</li> <li>・高齢者への情報伝達手段の多様化が求められる。</li> </ul> <p>④<b>道路情報の発信</b>（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行止区間やその解除予定など、道路情報の発信をする必要がある。</li> </ul> <p>⑤<b>情報通信が輻輳・途絶する事態の中での情報伝達等</b>（学校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生により、停電し、情報通信が利用できなくなる恐れがあるため、市教育委員会と学校間における情報収集及び情報伝達が可能な手段を確保する必要がある。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①情報通信会社への協力

・情報通信会社の業務継続計画が的確に実施され、早期の通信環境の回復が図られるように、協力体制を整える。（危機管理課）

### ①防災行政無線の整備

・防災行政無線による正確な情報伝達が求められるため、防災行政無線の機能維持について、被害が最小限となるよう常に整備・点検を実施する。（危機管理課）

### ②災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。（広報課）

### ③通信手段の多様化

・災害時に、災害時用統一SSID「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」として避難者が携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能な環境を整備するため、未整備の施設への公衆無線LANの設置や蓄電池等の整備を進める。（情報システム課）  
・高齢者向けのICTを活用した講座を開く。（地域福祉課）

### ④道路情報の発信方法

・道路情報（通行止めなど）の情報発信方法を構築する。（道路管理課）

### ⑤情報通信が輻輳・途絶する事態の中での情報伝達等

・固定電話、携帯電話、メール、ホームページ、SNS等のあらゆる情報通信手段を活用し、市教育委員会と学校間における情報収集及び情報伝達を行う。（学校教育課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 3. 交通ネットワーク、情報通信機能の確保  |
| リスクシナリオ    | 3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①災害情報の収集機能の低下 ②通信手段の多様化</p> <p>③道路情報の発信 ④教育委員会と学校間における情報の収集、伝達体制</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>災害情報の収集機能の低下</b>（危機管理課）（広報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災や情報通信の輻輳・途絶により災害情報の収集機能の低下が起こる。これにより市民への正確な情報の提供が困難になり、誤った情報が拡散したり、情報が伝わらない事態が想定されるため、その対応が必要である。</li> </ul> <p>②<b>災害発生時の情報通信手段の確保及び多様化</b>（情報システム課）（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能となる公衆無線LAN等の整備の必要性がある。</li> <li>・伝達体制の強化として、ICTを活用することが必要である。</li> </ul> <p>③<b>道路情報の発信</b>（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行止区間やその解除予定など、道路情報の発信をする必要がある。【再掲】</li> </ul> <p>④<b>情報の正確性の低下及び誤った情報の拡散という事態の中での情報伝達等</b>（学校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の正確性を保ち、誤った情報が拡散しないようにするために、市教育委員会と学校間における正確な情報伝達が可能な手段を確保する必要がある。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①情報通信会社への協力

・情報通信会社の事業継続計画が的確に実施され、早期の通信環境の回復が図られるように、協力体制を整える。（危機管理課）

### ①防災行政無線の整備

・防災行政無線による正確な情報伝達が求められるため、防災行政無線の機能維持について、被害が最小限となるよう整備・点検を行う。また、市も業務継続計画の適切な運用により、できる限り正確な情報の収集を行う。（危機管理課）

### ①災害情報の収集・伝達

・噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して裏付けが取れる正確な情報のみをホームページ等で公開していく。また、各部署が取得した情報を災害対策本部へ情報集約する原則を順守したうえで、公開情報を決定する担当を設置する。【再掲】（広報課）

### ②通信手段の多様化

・災害時に、災害時用統一SSID「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」として避難者が携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能な環境を整備するため、未整備の施設への公衆無線LANの設置や蓄電池等の整備を進める。【再掲】（情報システム課）

・高齢者向けのICTの活用につながる講座を開く。【再掲】（地域福祉課）

### ③道路情報の発信方法

・道路情報（通行止めなど）の情報発信方法を構築する。【再掲】（道路管理課）

### ④教育委員会と学校間における情報の収集・伝達体制

・固定電話、携帯電話、メール、ホームページ、SNS等のあらゆる情報通信手段を活用し、市教育委員会と学校間における正確な情報伝達を行う。【再掲】（学校教育課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 4. 必要不可欠な行政機能確保  |
| リスクシナリオ    | 4-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大幅に発生する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①業務継続体制の整備 ②相互応援体制の整備</p> <p>③高齢者に係る施策 ④障害者に係る施策</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p><b>①②業務継続体制の維持</b>（危機管理課）</p> <p>・市職員等の死傷者の発生により、業務を継続することができず、行政機能が低下することが想定される。また、建築物の倒壊、道路の閉塞、物資輸送の遅延、ライフラインの途絶による衛生状態の悪化等、複合的な応急対応需要が大幅に発生することが想定され、その対応が必要である。</p> <p><b>①ICT部門の業務継続計画</b>（情報システム課）</p> <p>・全庁BCPを補強し、全庁BCPにおける非常時優先業務において使用される情報システムについて、業務継続視点からの責務を果たすための戦略的な対策計画及び災害時における効率的な行動計画を明確化するICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）が必要である。</p> <p><b>③介護保険事務の継続</b>（介護保険課）</p> <p>・災害時に行政機能を維持するための業務継続計画は策定済みであるが、定期的な確認・見直しが必要である。</p> <p><b>④障害者に係る施策</b>（障害福祉課）</p> <p>・障害者施設の火災予防に関する啓発をするとともに、災害時の火災発生に備えて日頃から避難経路の確保及び確認等を行っておくことが必要である。また、万が一の有事において設備が適正に稼働するよう備えておくことが必要である。</p> <p>・在宅障害者の近隣住民との連携として、有事の際に協力して欲しいことなど、近隣住民との連携を図っておくことが必要である。</p> |

## 推進方針

### ①業務継続計画の実行

・本市で策定している業務継続計画に基づき、行政自らが被災し、通信や移動が制限されている状況下でも業務が継続できるよう、計画的な研修、訓練を行う。（危機管理課）

### ①ICT部門の業務継続計画の策定

・全庁BCPを補強し、全庁BCPにおける非常時優先業務において使用される情報システムについて、業務継続視点からの責務を果たすための戦略的な対策計画と、災害時における効率的な行動計画を明確化することにより、非常時優先業務の継続性を確保することを目的としたICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）は策定済み。今後は、定期的な見直しを行い、計画の実効性を図っていく。（情報システム課）

### ①自衛隊等の受援体制の整理等

・地域消防力の強化により、救助・検索活動能力を高めていく必要があるが、大規模な災害の場合は、消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要となる。このため自衛隊、緊急消防援助隊等の支援部隊の支援が得られるように市内拠点を整備するとともに、防災ボランティアの受入体制等を整える。【再掲】（危機管理課）

### ②相互応援・協力体制の強化

・他自治体、民間団体、民間企業等と締結している災害協定等の継続・強化を図るとともに、防災協力事業所との協力体制の強化を図っていく。また、自助・共助の防災意識の向上について啓発をしていく。【再掲】（危機管理課）

### ③介護保険事務の継続

・介護保険の事務について、災害に備え定期的な見直しを行い、計画の実効性の向上を図る。  
・あらゆる災害の場面を想定した訓練を定期的実施し、災害時に即応できる体制づくりを図る。（介護保険課）

### ④障害者に係る施策

・市内の障害者施設管理者に対して、ハザードマップの十分な確認と把握を元に避難計画を作成するとともに、平時より施設利用者及び職員において避難訓練等を実施し、安全を確保するよう啓発する。また、障害者施設における消防設備が完全に機能するよう消防法等に基づく監査、確認等を実施を依頼する。（障害福祉課）  
・在宅障害者の有事の際の支援や介助、その他必要な火災対応について、近隣住民と協議・調整しておくよう啓発する。（障害福祉課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧   |
| リスクシナリオ    | 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①物資・資機材・食料等の備蓄・調達体制</p> <p>②道路施設の安全性 ③道路ネットワークの確保</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①物資・資機材・食料等の備蓄・調達体制（危機管理課）</p> <p>・災害による道路の寸断及び大雪等による交通マヒにより、食料や日用品、燃料等の輸送に支障をきたし、食料品、燃料が品薄状態となることが予想され、その対応が必要である。</p> <p>②道路施設の安全性（道路整備課）</p> <p>・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応等のため計画的な修繕や更新が必要である。【再掲】</p> <p>③道路ネットワークの確保（道路管理課）</p> <p>・道路の通行を確保するため、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援や電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため、現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。</p> <p>・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①備蓄食料・物資の確保・管理

・食料や日用品、燃料、その他資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備をしているが、今後も感染症対策を含め整備・推進していく。また、その整備にあたっては地域のバランスや配送方法等を考慮し、備蓄場所を確保する。（危機管理課）

### ②道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画により適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ③道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狹隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鑽橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧  |
| リスクシナリオ    | 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①応急給水能力の向上 ②道路占用物件（電力、ガス、電話等）の災害時対応</p> <p>③医療ケアを必要とする障害者への啓発・対応</p> <p>④障害者施設行動計画の策定 ⑤ライフラインの災害対応力の強化</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>応急給水能力の向上</b>（水道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等により、水道施設の稼働に必要な燃料供給の不足や大幅な遅延が生じた時は、飲料水について配水池を利用した応急給水活動を確実なものとするよう、備蓄場所の整備や応急給水資機材及び飲料水袋などの備蓄に取り組んでいる。引き続き、応急給水活動に備え、応急給水資機材及び飲料水袋などを備蓄していく必要がある。</li> </ul> <p>②<b>道路占用物件（東電・ガス・NTTなど）の災害時対応の確認</b>（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用物件（東電・ガス・NTTなど）の供給及び災害対策の状況を確認する必要がある。</li> </ul> <p>③<b>医療的ケアを必要とする障害者等への啓発・対応</b>（障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅障害者について、インフラに懸念がある場合には予め医療機関との協議により、対応を決定しておく必要がある。</li> <li>・障害に応じた必要品の数量確保に努める必要がある。</li> <li>・家庭用の携帯可能な発電機を備える必要がある。</li> </ul> <p>④<b>行動計画の策定</b>（障害福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設において、障害の種別、程度に応じた行動計画を策定する必要がある。</li> </ul> <p>⑤<b>ライフラインの災害対応力の強化</b>（環境推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインが停止した場合、電気等の生活や事業を継続するためのエネルギーを確保する必要がある。住宅及び事業所のエネルギーの確保については、自前による調達等に課題があり、住宅及び事業所の創エネルギー及び省エネルギーを推進する必要がある。【再掲】</li> </ul> |

## 推進方針

### ① 応急給水能力の向上

・自然災害時における応急給水活動を確実なものとするため、備蓄場所の整備や応急給水資機材及び飲料水袋などの備蓄の推進を図るとともに、燃料類の自主調達促進に向けた検討を行う。（水道課）

### ② 道路占用物件（東電・ガス・NTTなど）の災害時対応の確認

・災害があった場合の供給状況及び復旧方法の確認を行う。（道路管理課）

### ③ 医療的ケアを必要とする障害者等への啓発・対応

・医療機関に対し、非常時に備え、携帯が可能な発電機を確保しておくことを要請する。また市は、貸し出し用の携帯可能な発電機の確保をする。（障害福祉課）

### ④ 行動計画の策定

・基本的には障害者施設において、行動計画を策定し、災害に対し、施設で備えることが必要であることを啓発する。在宅障害者は医療機関と協議のうえ、災害に対し、個人で備えることが必要であることについて啓発する。（障害福祉課）

### ⑤ 住宅及び事業所の創エネルギー・省エネルギーの推進

・再生可能エネルギーを活用するための住宅用及び事業所用の太陽光発電システムや蓄電システムの設置にかかる費用の一部を補助し、災害時に対応できる住宅及び事業所を着実に増やしていく。また、住宅用のEVやV2Hの導入にかかる費用の一部を補助し、住宅の災害対応力を強化する。【再掲】

・屋根の高遮熱塗装や断熱ガラス等の住宅の省エネ改修や事業所の空調設備等の省エネ設備の更新・改修に係る費用の一部を補助し、住宅及び事業所の省エネルギーを図る。【再掲】（環境推進課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧   |
| リスクシナリオ    | 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①水道施設の耐震化 ②応急給水能力の向上</p> <p>③地震対策マニュアルの検証及び改善（水道）</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p><b>①水道施設の耐震化（水道課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時にも可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体の耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っている。</li> <li>・重要度の高い水道施設である浄水施設及び配水池の耐震化を図るとともに、更新に併せて管路の耐震化に取り組んでいる。</li> <li>・引き続き、水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。</li> </ul> <p><b>②応急給水能力の向上（水道課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等により広域的に断水が発生した時は、飲料水について、配水池を利用した応急給水活動を確実なものとするよう、備蓄場所の整備や応急給水資機材及び飲料水袋などの備蓄に取り組んでいる。引き続き、応急給水活動に備え、応急給水資機材及び飲料水袋などを備蓄していく必要がある。</li> </ul> <p><b>③地震対策マニュアルの検証及び改善（水道課）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時における応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制の構築を図るため、地震対策マニュアルを整備しており、通常給水の早期回復と計画的な応急給水の実効性の確保に努めている。</li> <li>・地震対策マニュアルの最新性の確保及び災害対応能力の向上を図る必要がある。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①水道施設の耐震化

・引き続き、水道施設の耐震化を計画的に進める。(水道課)

### ②応急給水能力の向上

・広域的な断水時における応急給水活動を確実なものとするため、備蓄場所の整備や応急給水資機材及び飲料水袋などの備蓄の推進を図る。(水道課)

### ③地震対策マニュアルの検証及び改善

・P D C A サイクルを活用し、効果的な模擬訓練を実施することにより、継続的に地震対策マニュアルの検証及び改善を行い、地震対策マニュアルの最新性の確保及び災害対応能力の向上を図る。(水道課)

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧  |
| リスクシナリオ    | 5-4 汚水処理の長時間停止等により、汚水が滞留する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①下水道施設の耐震化及び下水道BCPの実効性の向上 ②埼玉県との連携</p> <p>③計画的な下水道施設の更新 ④汚水処理施設</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①下水道施設の耐震化及び下水道BCPの実効性の向上（下水道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要度の高い下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた下水道総合地震対策計画を策定し、計画に基づいた耐震化を推進するとともに、下水道BCPの継続的な見直しや訓練を行うことにより、総合的な対策を実施する必要がある。</li> </ul> <p>②埼玉県との連携（下水道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の汚水は、県が所管する流域下水道の管渠及び処理場で処理を行っているため、復旧に向けて互いの被災状況を確認し、県との連携の強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>③計画的な下水道施設の更新（下水道課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の管理を最適化するストックマネジメント計画等を策定し、下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況等を考慮した上で、調査・点検を行い、修繕・更新を実施する必要がある。</li> </ul> <p>④汚水処理施設について（環境推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に汚水処理機能を維持するため、環境配慮型浄化槽の普及により、生活排水対策を着実に推進する必要がある。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①下水道施設の耐震化及び下水道BCPの実効性の向上

・重要度の高い下水道施設の状況等の調査に基づき、策定する下水道総合地震対策計画により、耐震化を推進するとともに、下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実を図る。（下水道課）

### ②埼玉県との連携

・下水道施設の早期復旧を効率的に進めるために、下水道BCPに基づく県との連絡・連携訓練により、協力体制を強化するとともに、得られた課題に対しPDCAサイクルを活用し、対応手順の見直しや対策の検討を行う。（下水道課）

### ③計画的な下水道施設の更新

・下水道施設の早期復旧を可能とするため、経営戦略やストックマネジメント計画等を基に調査・点検を行い、下水道台帳システムに維持・管理情報を蓄積することで、効率的な下水道施設の更新及び維持管理を図る。（下水道課）

### ④汚水処理施設

・公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策である、単独浄化槽等から環境配慮型浄化槽への転換促進に努める。

本庄市浄化槽設置補助金の事業名：生活排水処理施設設置補助事業

（循環型社会形成推進交付金の該当事業名：浄化槽設置整備事業）（環境推進課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 5. 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧   |
| リスクシナリオ    | 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所の生活環境が悪化する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①避難所の収容能力等 ②地域コミュニティ</p> <p>③避難所の公衆衛生と生活の質の確保</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>避難所の収容能力等</b>（危機管理課）（地域福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の倒壊や火災により、多数の市民が避難者となった場合、避難所の収容能力が不足する場合や仮設住宅が設置されるまでの間に長期的な滞在が想定され、その対応が必要である。</li> <li>・在宅や一時避難所での避難生活が困難な要介護高齢者の収容力の確保を推進していく必要がある。</li> </ul> <p>②<b>地域コミュニティ</b>（市民活動推進課）（地域福祉課）（介護保険課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な避難所運営体制の確保は、行政の対応力だけでは困難であり、共助の力を活かした避難所運営体制を確保する必要がある。避難所における円滑な共同生活が困難になることや、寒さ、暑さ、狭さ等により健康を害する被災者の発生が考えられ、避難所内のニーズ把握やネットワーク構築のため、平時から地域コミュニティの醸成の必要がある。また、市民の防災意識及び防災行動力の向上を図る必要がある。</li> <li>・災害時の被害を軽減するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自治会等のコミュニティ組織や自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>③<b>避難所の公衆衛生と生活の質の確保</b>（環境推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に適切にし尿処理する体制を整備する必要がある。</li> <li>・避難所における感染症の予防対策が必要である。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①避難所機能の確保・強化

・住宅やライフラインの耐震化等により、在宅避難を可能とさせる対策と合わせて、収容能力確保を推進していく必要がある。特に公共施設が不足する事態に備え、避難所の確保等、環境の整備を図っていく。（危機管理課）

### ①自主防災組織の充実等

・自主防災組織の育成強化のため、補助金の交付、研修会の開催、出前講座等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。（危機管理課）

### ②地域コミュニティの充実

・自治会活動等の活性化による、地域コミュニティの充実を図る。（市民活動推進課）  
・土砂災害訓練を通じ「避難所運営訓練」を実施し、市民の防災意識の向上を図っている。（地域福祉課）

### ②高齢者等に対する施策の推進

・大規模自然災害等発生時、支援の届かない被災者を発生させないようにするため、避難生活等による生活環境の変化に伴い、健康状態等の悪化が予想される高齢者等の状況把握を行い、必要な支援への提供へとつなげていく。  
・大規模自然災害発生後に、居宅、避難所等では自律的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）を確保する。  
・県と連携し、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を支援する。  
・福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。  
・地域における防災・減災力の向上に努め、災害時に、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるための取組を推進する。（介護保険課）（地域福祉課）

### ③避難所の公衆衛生と生活の質の確保

・避難所の環境改善の一環として、災害用マンホール型トイレの整備や簡易トイレ等の備蓄に努める。（環境推進課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 6. 経済活動の機能維持  |
| リスクシナリオ    | 6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①農業基盤（農地・農業用水利施設）の整備・管理</p> <p>②安定した営農環境の維持・管理（営農継続）</p> <p>③平常時からの産業創出 ④企業BCPの策定の推進</p> <p>⑤土地利用の再編</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>農業基盤（農地、農業用水利施設等）の整備・管理</b>（農政課）<br/> ・耕作地・農道の整備、治水対策等の行き届いていない農業基盤が未整備の地域が存在する。こうした地域の面的な基盤整備を推進するとともに、整備済みの農地については、適切に管理・保全する必要がある。また、地域コミュニティの脆弱化に起因する農地等の荒廃を防止するため、平常時から地域等による農地・農業用水利施設の適切な保全管理を促進する必要がある。</p> <p>②<b>安定した営農環境の維持・確保</b>（農政課）<br/> ・災害の発生により、農地の流出・冠水の被害、パイプハウス等の農業用施設の破損が想定される。こうした影響を受け、営農継続が困難となり、農業生産力が大幅に低下するため、平常時からの農業強靱化を進める必要がある。</p> <p>③<b>平常時からの産業創出</b>（産業開発室）（都市計画課）<br/> ・災害の発生により企業の生産設備が破損し、操業の停止又は短時間の操業となり、生産力が大幅に低下することが危惧されることから、本市の経済活動を強化することが必要である。</p> <p>④<b>企業の事業継続計画（BCP）の策定の促進</b>（商工観光課）<br/> ・災害時に企業活動を維持するため、事業者における事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。</p> |

## 推進方針

### ①農業基盤の整備・管理

・土地改良事業による農業基盤整備、農地中間管理事業による農地の集積集約化を進め、農業基盤の健全な維持、管理に努める。また、農業者以外の多様な主体の参画を促し、地域住民が一体となり地域の財産である農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、用排水路の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。（農政課）

### ②安定した営農環境の維持・確保

・平常時から、生産性と収益性が高く、効率的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規就農者等の担い手の育成を図る。また、地域の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援、スマート農業の推進による農作業の効率化や省力化を進める。（農政課）

### ③平常時からの産業創出

・本市の経済活動を強化するため、「本庄市企業誘致条例」に基づく支援制度の周知や企業ニーズの把握に努め、本市への企業立地を促進するとともに、企業の集積や操業環境の向上を図る。（産業開発室）

・本市の経済活動を強化するため、国道17号バイパスや本庄児玉IC周辺のポテンシャルが高い地域への企業立地について、農業施策との調整を行いながら、土地利用の再編を検討する。（都市計画課）

### ④企業の事業継続計画（BCP）の策定の促進

・災害時において、被害を最小限にとどめることができるよう、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を企業に促進し、企業活動の停滞の防止を図る。（商工観光課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 7. 二次災害の発生抑制  |
| リスクシナリオ    | 7-1 消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①市街地延焼対策（消防・防火施設の設置促進）</p> <p>②既成市街地での狭隘道路対策 ③火災を想定した土地利用、都市計画等</p> <p>④空き家対策 ⑤公園等のオープンスペースの活用</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①市街地延焼対策（危機管理課）</p> <p>・直下型地震の火災被害については、木造建築物が多く道路が狭隘な既成市街地を中心に、初期消火や消防力で消火できなかった出火により、市街地の延焼が発生し、多数の家屋等の消失が想定され、その対応が必要である。</p> <p>②既成市街地での狭隘道路（隘路）対策（道路管理課）</p> <p>・市街地の4m未満の道路を含む狭隘道路（約100km）の状況を踏まえると、火災時の消防活動の遅延、延焼拡大の懸念が想定されるため、この改善が必要である。【再掲】</p> <p>③火災を想定した土地利用、都市計画等（都市計画課）（産業開発室）</p> <p>・防火・準防火地域指定について、主に建ぺい率や容積率を基準とした旧県基準の考え方を現在まで踏襲しており、緊急性を要する地域の防火性能が劣っている可能性があることから対策が必要である。また、老朽化した木造住宅の密集地域（既成市街地）や住工混在地区については、火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。【再掲】</p> <p>④空き家対策（都市計画課）</p> <p>・市内に散在する約1700棟の空き家のうち、約1300棟が地震等で倒壊の可能性がある昭和56年以前に建築された旧耐震基準の危険空き家である現状を踏まえると、倒壊による避難路の寸断や火災の発生・拡大が想定され、対策が必要である。また、倒壊の可能性が低いその他の空き家についても、居住者不在による初期消火の遅れや草木の繁茂による延焼の拡大が想定され、適正管理や利活用等の対策が必要である。【再掲】</p> <p>⑤公園等のオープンスペースの活用（都市計画課）（産業開発室）</p> <p>・市街地で大規模火災が発生した場合に、延焼を防止する緑地の確保や有効活用が必要である。</p> |

## 推進方針

### ①消防水利の整備

・水道の給水停止等により消火栓の機能低下も想定されるため、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用を促進するなど、消火栓に偏らない消防水利の整備が必要であるため、今後とも計画的な整備を図っていく。（危機管理課）

### ②既成市街地での狭隘道路対策

- ・避難路や緊急車両の通行確保のため、既成市街地等の隘路の拡幅を計画的に実施する。
- ・狭隘道路の解消に関する普及・啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。  
（本庄市道路後退用地等寄付採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱）  
（本庄市道路後退用地建築物等の移転等補助金交付要綱）【再掲】（道路管理課）

### ③火災を想定した土地利用、都市計画等

- ・延焼の危険性が高い地域（木造住宅密集地等）や災害時の避難所・避難路・緊急輸送道路の周辺など、特に不燃化・難燃化対策の緊急性を要する地域から、防火・準防火地域を定める戦略的な取り組みを実施し、防火性能の向上を図る。また、木造建築物が密集し、道路が狭隘な既成市街地については、経済状況や地域の特性、地域住民の意向を踏まえ、土地区画整理事業や市街地再開発事業、地区計画を検討し、火災に強いまちづくりを推進する。【再掲】（都市計画課）
- ・本庄千本桜周辺地区産業団地をはじめとした工場適地に企業の立地を促進するとともに、本庄児玉インターチェンジに近接する地域を中心に産業業務機能の集積や新たな産業拠点の創造を図る。【再掲】（産業開発室）

### ④空き家対策の促進

・市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については除却補助制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、状態の良い空き家は、民間事業者とも連携し、売買や賃貸等の利活用を推進するなど、適正管理に向けた施策を実施する。さらには、空家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は、特定空家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。また、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。【再掲】（都市計画課）

### ⑤公園等のオープンスペースの活用

- ・火災の延焼防止を図ることができ、また、避難場所にもなることから、まちなかに公園や緑地等の整備を推進する。【再掲】（都市計画課）
- ・火災の延焼防止を図ることができるとともに、避難場所にもなることから、まちなかに公園や緑地等を確保すべく都市公園整備事業を推進する。また、災害時に適切な運用が可能となるよう、本庄市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理を行うため、都市公園維持管理事業を推進する。【再掲】（都市計画課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 7. 二次災害の発生抑制   |
| リスクシナリオ    | 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①内水情報の周知・対策 ②計画的な河川改修</p> <p>③農業用ため池の防災対策</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①内水による浸水情報の周知（危機管理課）<br/>・豪雨時など、内水による浸水が予想されるため、浸水が予想される箇所について、事前に周知をすることが必要である。</p> <p>①内水対策の促進（道路管理課）<br/>・令和元年10月の台風19号時接近時にも、内水による浸水箇所が多発しており対策が必要である。【再掲】</p> <p>②河川改修の促進（道路管理課）<br/>・本庄県土整備事務所管内では、小山川は100%・備前堀川は約41%・元小山川は約39.7%・女堀川は約55.4%の整備率となっており、引き続き計画的な河川改修が必要である。【再掲】</p> <p>③農業用ため池の防災対策について（支所環境産業課）<br/>・地震等の災害による農業用ため池の決壊等を防止・軽減することが必要がある。</p> |

## 推進方針

### ①ハザードマップによる周知

・施設整備等のほか、洪水等が起こった場合のハザードマップを作成しており、浸水の程度や避難情報を示し、住民に周知している。このような二次災害に備え、今後も周知を推進するとともに、必要な更新等を図っていく。（危機管理課）

### ①内水対策の促進

・利根川上流域治水協議会の支援・指導の下、内水対策検討を推進し、諸対策を実施する。【再掲】（道路管理課）

・雨水出水浸水想定区域図を作成し、雨水管理総合計画を策定することで、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定め、内水対策を進める。【再掲】（下水道課）

### ②河川改修の促進

・国・県に対して、河川整備計画に基づく計画的な改修を要望していく。【再掲】（道路管理課）

### ③農業用ため池の防災対策

・農業用ため池のうち特に防災重点ため池において、耐震調査等の点検結果を踏まえ、対策を進める。また、決壊等に備えて、地域住民の迅速な避難が行えるよう、ハザードマップの周知及び活用を図る。（支所環境産業課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 7. 二次災害の発生抑制  |
| リスクシナリオ    | 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①有害物質等の拡散・流出対策</p> <p>②道路・河川への流出対策</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①②有害物質等の拡散・流出対策（環境推進課）（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋などからの有害物質等の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築する必要がある。</li> <li>・道路・河川へ流出した場合の処理マニュアルを作成する。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①②有害物質等の拡散・流出対策

- ・災害時には有害化学物質などが、保管する事業所等から流出することが懸念されることから、事業所等への指導・啓発を行うとともに、関係機関と連携して流出事故に迅速に対応できる体制の整備を図る。（環境推進課）
- ・道路・河川へ流出した場合の処理マニュアルを作成しシミュレーションを実施する。（道路管理課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興   |
| リスクシナリオ    | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①災害廃棄物の処理体制の整備</p> <p>②空き家対策</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>災害廃棄物の処理</b>（環境推進課）</p> <p>・災害発生時においては、大量の災害廃棄物の発生が想定されており、これらを適切に運搬、集積、処理できず停滞が発生すれば、迅速な再建・復旧にも支障をきたす可能性がある。また、災害時に迅速に廃棄物を処理するため、本庄市災害廃棄物処理計画に基づき、平常時より教育訓練等を実施する必要がある。</p> <p>②<b>空き家対策</b>（都市計画課）</p> <p>・適切に管理されていない老朽化した空き家が増加している。市内に散在する約1700棟の空き家のうち、約1300棟が地震等で倒壊の可能性のある昭和56年以前に建築された旧耐震基準の空き家である現状を踏まえると、倒壊による災害廃棄物が発生することが想定され、除却や利活用等の対策が必要である。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①災害廃棄物の処理

・本庄市災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・関係市町村及び廃棄物関係団体等との協力体制を構築する。

・また、被災現場から速やかに被災がれきを撤去するため、これらを分別、保管する仮置場が必要となる。本庄市災害廃棄物処理計画では、仮置場候補地の選定をしたが、大規模災害等により仮置場候補地による対応が困難となった場合に備え、国有地、県有地、民有地を借用することを検討する。（環境推進課）

### ②空き家対策の促進

・市内の空き家については定期的に状況を把握し、老朽空き家については除却制度を継続するとともに、除却に向けて所有者に働きかけを実施する。また、耐震基準を満たしていない空き家を改修し利活用する場合には、リフォーム費用に加えて耐震診断及び耐震工事に要する費用の一部を補助し、空き家を利活用する場合の耐震化を推進する。更には、空き家等対策計画で掲げる具体的な施策を計画的に実施するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家は特定空き家に指定し、法令に基づき必要な措置を講じる。また、今後も災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。【再掲】（都市計画課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興  |
| リスクシナリオ    | 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態   |
| 評価ポイント     | <p>①道路施設の安全性 ②道路ネットワークの確保</p> <p>③内水による浸水 ④計画的な河川改修 ⑤土砂災害対策</p> <p>⑥応急的な住宅の確保 ⑦計画的な水道施設の更新等</p> <p>⑧計画的な下水道施設の更新等 ⑨相互応援協定等</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>道路施設の安全性</b>（道路整備課）<br/> ・災害時における道路機能を確保するため、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新が必要である。【再掲】</p> <p>②<b>道路ネットワークの確保</b>（道路管理課）<br/> ・道路の通行を確保するため、緊急輸送道路の電線類の地中化が必要である。また通行ルートの多重化を図るため、現道の拡幅やバイパス整備の必要がある。<br/> ・防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、市外から本市につながる広域幹線道路を含む未接続道路等の整備、推進を図る必要がある。【再掲】</p> <p>③<b>内水対策の促進</b>（道路管理課）<br/> ・令和元年10月の台風19号時接近時にも、内水による浸水箇所が多発しており、対策が必要である。【再掲】</p> <p>④<b>河川改修の促進</b>（道路管理課）<br/> ・本庄県土整備事務所管内では、小山川は100%・備前堀川は約41%・元小山川は約39.7%・女堀川は約55.4%の整備率となっており、引き続き計画的な河川改修が必要である。【再掲】</p> <p>⑤<b>土砂災害対策</b>（道路管理課）（建築課開発課）<br/> ・道路などの公共交通施設の土砂災害等の防止施設整備を実施する必要がある。<br/> ・局所的な集中豪雨・長雨によって宅地造成地が崩壊する可能性を有していることが指摘されており、大規模盛土造成地箇所を把握し、その安全性の確認を行う必要がある。【再掲】</p> <p>⑥<b>応急的な住宅の確保</b>（営繕住宅課）<br/> ・住宅の倒壊やインフラの崩壊により、長期間にわたり居住場所の確保が難しい市民が発生することが想定され、居住場所を確保するための対策が必要である。</p> |

## 脆弱性評価結果

### ⑦計画的な水道施設の更新等（水道課）

- ・震災時において、飲料水の確保と水道施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の計画的な耐震化及び更新並びに既存施設の機能向上を推進する必要がある。
- ・管路は経年による老朽化が進んでいることから、経年管を更新し、耐震化等に努め、給水の安定化を図る必要がある。

### ⑧計画的な下水道施設の更新等（下水道課）

- ・重要度の高い下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた下水道総合地震対策計画を策定し、計画に基づいた耐震化を推進するとともに、下水道BCPの継続的な見直しや訓練を行うことにより、総合的な対策を実施する必要がある。【再掲】
- ・下水道施設の管理を最適化するストックマネジメント計画等を策定し、下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮した上で、調査・点検を行い、修繕・更新を実施する必要がある。【再掲】

### ⑨広域的な相互応援体制の構築（水道課）

- ・自然災害等における水道施設の復旧を迅速かつ的確に実施できるよう、（公社）日本水道協会との連携による他市町村事業者や民間事業者との相互応援体制の整備を図っている。引き続き、近隣事業者及び県の区域を超えた遠隔事業者との広域的な相互応援体制を促進し、水道施設の復旧について迅速に対応する体制を構築する必要がある。

### ⑩相互応援・協力体制の強化（危機管理課）

- ・他自治体、民間団体、民間企業等と締結している災害協定等の継続・強化を図るとともに、防災協力事業所との協力体制を構築する必要がある。（危機管理課）

### ⑪職員派遣体制の確立（行政管理課）

- ・職員派遣体制の確立が必要となる。

## 推進方針

### ①道路施設の耐震化等による安全性の向上

・平成8年以前の基準で造られた橋りょうの耐震補強を計画的に進めるとともに、橋りょうや舗装などの主要構造物についても点検結果に基づいた長寿命化計画により、適切に修繕や更新を進める。【再掲】（道路整備課）

### ②道路ネットワークの整備・通行の確保

・必要なルートの現道拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施するとともに、道路の閉塞を防ぐため、狹隘道路対策、電線類の地中化についても優先順位を付けて実施していく。【再掲】（道路管理課）

・通行ルートの多重化を図るため、以下のとおり現道の拡幅や橋りょう改築、バイパス整備を実施する。

（市道第2級23号線（金鑽橋））

（市道第5-708号線（駒形橋））

（市道第5-987号線（能淵寺橋））

（市道第105号線）

（第2級1号線（（都）駅前通線（児玉）））

（市道第5-7号線）

（市道第130号線）

（小島中通り線）【再掲】（道路整備課）

### ③内水対策の促進

・利根川上流流域治水協議会の支援・指導の下、内水対策検討を推進し、諸対策を実施する。【再掲】（道路管理課）

・雨水出水浸水想定区域図を作成し、雨水管理総合計画を策定することで、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定め、内水対策を進める。【再掲】（下水道課）

### ④河川改修の促進

・国・県に対して、河川整備計画に基づく計画的な改修を要望していく。

・洪水時における河川の水位や降雨状況について、観測情報の収集・提供方法を定め、住民の円滑な避難行動や水防活動に活用する方法を検討する。【再掲】（道路管理課）

### ⑤土砂災害対策

・土砂災害等の防止施設整備を実施する。

・局所的な集中豪雨・長雨によって宅地造成地が崩壊する可能性を有していることが指摘されており、大規模盛土造成地箇所を把握し、その安全性の確認を行う。（道路管理課）

（建築課開発課）

### ⑥公営住宅の空き住戸提供や応急仮設住宅の整備等

・自力の復旧・復興を基本としながら、必要に応じた効果的な支援体制を整える。（営繕住宅課）

### ⑦計画的な水道施設の更新等

・震災時において、飲料水の確保と水道施設の早期復旧を可能とするため、水道施設の耐震化及び更新並びに既存施設の機能向上について、アセットマネジメント手法を導入しつつ、計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営を推進する。（水道課）

## 推進方針

### ⑧計画的な下水道施設の更新等

・重要度の高い下水道施設の状況等の調査に基づき、策定する下水道総合地震対策計画により、耐震化を推進するとともに、下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実を図る。【再掲】

・下水道施設の早期復旧を可能とするため、経営戦略やストックマネジメント計画等を基に調査・点検を行い、下水道台帳システムに維持・管理情報を蓄積することで、効率的な下水道施設の更新及び維持管理を図る。【再掲】（下水道課）

### ⑨広域的な相互応援態勢の構築

・引き続き、近隣事業者及び県の区域を超えた遠隔事業者との広域的な相互応援体制を促進し、水道施設の復旧について迅速に対応する体制の構築を図る。（水道課）

### ⑨相互応援・協力体制の強化

・他自治体、民間団体、民間企業等と締結している災害協定等の継続・強化を図るとともに、防災協力事業所との協力体制の強化を図っていく。【再掲】（危機管理課）

### ⑨職員派遣の相互協力

・職員の災害対応力向上という観点から、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験を役立てる。また、被災時には、国や県と連携するほか、近隣市町等との災害時相互応援協定等により、人員派遣について相互協力を行う。（行政管理課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興   |
| リスクシナリオ    | 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態  |
| 評価ポイント     | <p>①土地境界の確定状況（地籍調査の状況）</p> <p>②復興に対する事前準備</p>  |
| 脆弱性評価結果    | <p>①地籍調査（道路管理課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所在と権利関係を明確にするため、地籍調査を実施する必要がある。</li> </ul> <p>②復興に対する事前準備（都市計画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な被害が発生した場合を想定し準備を整えておく必要がある。</li> </ul> |

## 推進方針

### ①地籍調査の推進

・災害が発生した場合の早期復旧実現のため土地の所在（境界）と権利関係を明確にするため、地籍調査を実施していく。（道路管理課）

### ②復興に対する事前準備

・広域的な被害が発生した場合を想定した「復旧復興まちづくり計画」（エリアごとの災害シミュレーションを実施し、災害規模やエリアの特性に応じた新たなまちづくり計画）の策定を検討するなど、災害後の迅速なまちづくりを推進する。（都市計画課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興   |
| リスクシナリオ    | 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態   |
| 評価ポイント     | <p>①農地の保全管理 ②森林の保全と林業生産性の向上</p> <p>③鳥獣被害 ④土砂災害対策</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①<b>農地の保全管理</b>（農政課）（農業委員会）</p> <p>・災害の発生により、農地の流出・冠水の被害、パイプハウス等の農業用施設の破損が想定される。営農継続が困難となった結果、耕作放棄地等の荒廃地が大幅な増加が見込まれるため、平常時から農地・農業施設等の適切な保全管理を促進する必要がある。</p> <p>②<b>森林の保全と林業生産性の向上</b>（農政課）</p> <p>・災害の発生状況によっては、山林が大きな被害を受ける可能性がある。事態の発生回避・被害軽減に向け、森林の保全と林業生産性の向上を図る必要がある。</p> <p>③<b>鳥獣被害対策</b>（農政課）</p> <p>・耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加した結果、野生動物による農業や林業への被害拡大が想定されるため、平常時より鳥獣被害防止対策を徹底する必要がある。</p> <p>④<b>土砂災害対策</b>（道路管理課）（建築開発課）</p> <p>・道路などの公共交通施設の土砂災害等の防止施設整備を実施する必要がある。また、局所的な集中豪雨・長雨によって、宅地造成地が崩壊する可能性を有していることが指摘されており、大規模盛土造成地箇所を把握し、その安全性の確認を行う必要がある。</p> |

## 推進方針

### ①農地の保全管理

・土地改良事業による農業基盤整備、農地中間管理事業による農地の集積集約化を進め、農業基盤の健全な維持、管理に努める。（農政課）（農業委員会）

### ②森林の保全と林業の生産性の向上

・森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図る。また、住宅分野での利用拡大、公共施設の木造化・木質化等の利活用により地域産木材の利用を推進する。（農政課）

### ③鳥獣被害の捕獲

・本庄市鳥獣被害防止計画に沿って、地域の実情に応じた適切かつ効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。（農政課）

### ④土砂災害等防止施設の整備

・県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していく。また機能が十分発揮されるよう、メンテナンス・点検の実施を要望する。

・開発許可制度の適切かつ継続的な運用により、宅地造成等が法令で定めている基準に適合しているかについての審査を行い、造成宅地の被害の発生予防を行い、土砂災害の危険性を回避していく。

・宅地耐震化推進事業により、大規模盛土造成地の調査を計画的に実施する。（道路管理課）（建築課開発課）

|            |  |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興   |
| リスクシナリオ    | 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態  |
| 評価ポイント     | <p>①計画的な河川改修 ②土地利用の見直し ③浄水場の浸水対策</p> <p>④農業集落排水処理施設等の浸水対策 ⑤農業関連施設の整備</p> <p>⑥教育委員会と学校間における情報収集及び伝達体制</p> <p>⑦児童生徒自らの命を守る力の育成</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p>①河川改修の促進（道路管理課）<br/>・本庄県土整備事務所管内では、小山川は100%・備前堀川は約41%・元小山川は約39.7%・女堀川は約55.4%の整備率となっており、引き続き計画的な河川改修が必要である。【再掲】</p> <p>②浸水被害防止の観点からの土地利用の抑制（都市計画課）<br/>・河川沿いの低地部等において、浸水・内水被害が多発している状況であり、災害ハザードエリアにおける更なる対策が必要である。【再掲】</p> <p>③浄水場の浸水対策（水道課）<br/>・水道事業の基幹となる浄水場のうち、浸水想定区域に位置する施設について、浸水災害による給水停止により大規模な断水が生じるおそれがあることから、浸水対策を講じる必要がある。</p> <p>④農業集落排水処理施設等の浸水対策（下水道課）<br/>・農業集落排水処理区域は、浸水想定区域に位置しており、浸水被害による設備の故障により復旧に時間を要するおそれがあることから、浸水対策を講じる必要がある。</p> <p>⑤農業関連施設の整備（農政課）<br/>・集中豪雨等の異常気象時に内水排除を促し、農地や農業施設等の被害軽減を図る必要がある。</p> <p>⑥浸水被害に係る市教育委員会と学校間における情報伝達等（学校教育課）<br/>・浸水被害の状況等について、迅速かつ正確に情報を得るとともに、その情報に基づいた適切な対応を図る必要がある。</p> <p>⑦児童生徒自身が自らの命を守る力の育成（学校教育課）<br/>・浸水被害により、命を落とすことがないように、児童生徒自身が自らの命を守る力やスキルを身に付ける必要がある。【再掲】</p> |

## 推進方針

### ①河川改修の促進

・国・県に対して、河川整備計画に基づく計画的な改修を要望していく。【再掲】（道路管理課）

### ②土地利用の抑制

・今後とも浸水・内水が懸念される市街地・田畑において、その土地利用のあり方について、方向性を整理する。

・災害ハザードエリアにおける開発抑制（レッドゾーンは原則禁止、市街化調整区域のイエローゾーンは安全上及び避難上の対策が許可条件）、市街化調整区域の11号・12号区域からレッドゾーンとイエローゾーンを除外、災害ハザードエリアからの移転の推進、立地適正化計画の強化（居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成）等を検討する。

・広域的な被害が発生した場合を想定した「復旧復興まちづくり計画」（エリアごとの災害シミュレーションの実施し、災害規模やエリアの特性に応じた新たなまちづくり計画）の策定を検討するなど、災害後の迅速なまちづくりを推進する。【再掲】（都市計画課）

### ③浄水場の浸水対策

・浸水災害が原因で大規模な断水が生じるおそれが高い浄水場について、施設の配置や老朽化の状況等を考慮のうえ、防水扉や止水堰の設置など浸水対策を実施する。（水道課）

### ④農業集落排水処理施設等の浸水対策

・早期に復旧できるよう、各処理施設やポンプ施設の老朽化の状況等を考慮のうえ、電気及び機械設備の防水化など浸水対策を実施する。（下水道課）

### ⑤農業関連施設の整備

・農地冠水被害状況の確認及び対策方法の検討を行う。（農政課）

### ⑥市教育委員会と学校間における情報伝達等

・固定電話、携帯電話、メール、ホームページ、SNS等のあらゆる情報通信手段を活用し、学校との正確な情報伝達を行う。【再掲】（学校教育課）

### ⑦児童生徒自身が自らの命を守る力の育成

・防災教育等を通じて、児童生徒が自らの命を自ら守る力の育成を図る。【再掲】（学校教育課）

|            |   |
|------------|---|
| 事前に備えるべき目標 | 8. 大規模自然災害被災後の迅速な再建・復興  |
| リスクシナリオ    | 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態  |
| 評価ポイント     | <p>①災害時労働力減少への対応 ②地域防災力の向上</p> <p>③災害ボランティア</p>   |
| 脆弱性評価結果    | <p><b>①②労働力減少への対応</b>（危機管理課）</p> <p>・大規模災害に伴い、多数の死傷者の発生や市外への避難者の流出により、復旧・復興に係る人的資源が失われる可能性がある。このことから、復旧・復興が大幅に遅れることが懸念され、地域防災力の向上、協力体制の整備など、その対応が必要である。</p> <p><b>③災害ボランティアセンターの開設</b>（市民活動推進課）</p> <p>・災害ボランティアセンターの開設にあたって、その活動方針や運営について、運営を行う社会福祉協議会と前もって協議し、円滑なボランティア活動の環境を整える必要がある。</p> <p><b>③ボランティア活動体制の確立</b>（地域福祉課）</p> <p>・ボランティアの重要性を鑑みつつ、災害に備え、ボランティア人材の育成・確保、ボランティア活動体制の確立に努める必要がある。</p> |

## 推進方針

### ①②地域防災力の強化

・自主防災組織の育成をはじめ、地域防災力の強化のため、研修会の開催、出前講座、防災訓練等を行っているが、今後も継続的に実施し、必要に応じた手法の見直し、研修機会の拡充等を行い、知識・能力の向上を図る。（危機管理課）

### ①②自衛隊等の受援体制の整理等

・大規模な災害の場合は、自衛隊等の派遣要請を行い、その受入体制等を整えていく。また、早急に通行障害の解消を行うため、地元の民間事業者との協力体制の一層の推進を図る。（危機管理課）

### ③ボランティア活動を整えるための体制づくり

・市と運営を行う社会福祉協議会が日頃から連携し、ボランティアの受け入れ・登録、ボランティア育成等に努めるとともに、活動調整等の円滑なボランティア活動を整えるための体制づくりを図る。（市民活動推進課）（地域福祉課）

